

令和2年第6回那須烏山市議会9月定例会（第4日）

令和2年9月4日（金）

開議 午前10時00分

散会 午後 2時45分

◎出席議員（16名）

1番	青木敏久	2番	興野一美
3番	堀江清一	4番	荒井浩二
5番	福田長弘	6番	村上進一
7番	矢板清枝	9番	小堀道和
10番	相馬正典	11番	田島信二
12番	渋井由放	13番	久保居光一郎
14番	沼田邦彦	15番	中山五男
16番	高田悦男	17番	平塚英教

◎欠席議員（1名）

8番 滝口貴史

◎説明のため出席した者の職氏名

市長	川俣純子
副市長	國井豊
教育長	田代和義
会計管理者兼会計課長	澤村誠一
総合政策課長	石川浩
まちづくり課長	大谷光幸
総務課長	佐藤博樹
税務課長	高濱裕子
市民課長	皆川康代
福祉事務所長兼健康福祉課長	水上和明
こども課長	川俣謙一
農政課長	大鐘智夫
商工観光課長	小原沢一幸
都市建設課長	佐藤光明

上下水道課長

高 田 勝

学校教育課長

神 野 久 志

生涯学習課長

菊 池 義 夫

◎事務局職員出席者

事務局長

大 谷 啓 夫

書 記

大 貫 厚

書 記

増 子 莉 紗

○議事日程

日程 第 1 一般質問について（議員提出）

○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

[午前10時00分開議]

○議長（久保居光一郎） 皆さんおはようございます。傍聴席の皆様方には、大分今日は朝から日差しが強いんですけども、お集まりをいただきまして誠にありがとうございます。

ただいま出席している議員は16名であります。8番滝口貴史議員から欠席の通知がありました。定足数に達しておりますので、ただいまから会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎日程第1 一般質問について

○議長（久保居光一郎） 日程第1 一般質問についてを通告に基づき行います。

なお、議会運営に関する申合せにより、質問者の持ち時間を質問と答弁を含めて45分以内としておりますことから、議長において時間を計測し持ち時間の45分を超えた場合は制止いたします。

また、質問者の通告した予定時間となりましたら質問の終了を求めますので、御了解をお願いいたします。

なお、通告された質問の要旨から想定できない質問内容等の場合には注意をいたしますので、併せて御了解をお願いいたします。質問答弁は簡潔明瞭をお願いいたします。

通告に基づき17番平塚英教議員の発言を許します。

17番平塚英教議員。

[17番 平塚英教 登壇]

○17番（平塚英教） 17番平塚英教でございます。

一般質問、通告に沿って質問してまいりたいと思いますので、答弁をよろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） まず、新型コロナウイルス感染症対策についてお尋ねをいたします。

今なお猛威を振るう新型コロナウイルス感染症、世界では2,500万人が感染し、国内においても7万人が感染いたしております。1日でも早い終息が図れるよう強く望むものであります。

この件に関しましては6月定例議会においても質問いたしましたが、感染拡大が全国的に広がる中で、県内10か所に地域PCR検査センターの設置を図るといたしておりましたが、いろいろな方針の変遷があつて当地域での設置が進みませんでした。

しかし、ここにきまして9月1日に塩谷広域行政事務組合が県の委託を受け、塩谷郡市と南

那須両医師会の協力の下、新型コロナウイルスのドライブスルー方式のPCR検査センターを10月2日から週3日で開設することとなりました。

これらを踏まえまして、本市におきましても感染第2波への対策として当地域の感染拡大防止と医療崩壊につながらない体制づくりをさらに進めていただきたいと思います。答弁を求めます。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） PCR検査場の開設についてお答えいたします。

現在県内では、帰国者接触者外来、地域外来検査センター及び委託医療機関でのPCR検査を実施しており、帰国者接触者外来は新型コロナウイルスの感染拡大当初に厚生労働省で依頼し県が設置した施設であり、県民が帰国者接触者外来に相談をし、保健所からPCR検査が必要と判断された方の検査を実施しています。

また、地域外来検査センターは、感染者の増加に伴い、帰国者接触者外来の保健所の負担が増えることを避けるため、県が県内各地で設置を進めている施設で、かかりつけ医が必要と判断すれば県の保健所を介さずに検査を受けることができる施設で、検査方法もドライブスルーや、ウォークスルー方式でさせていただきます。

また、委託医療機関は県が委託した医療機関であり、医師が保健所で検査を必要と判断した場合に検査を受けることができます。これらはいずれも医療機関等の詳細が未公開となっております。

また、先ほど議員からおっしゃられたように、地域外来検査センターにつきましては県内で8か所設置されており、先日報告をいたしましたとおり、やっと南那須医師会と、塩谷郡市医師会との協力の下、あと塩谷広域と南那須広域で連携を図りまして開設に進みました。今後もしろいろ情報が変わってくる可能性もありますし、感染者が増えるような場合には対策を取っていきたく思いますので、国や県や医師会と協力、連携を図りながら感染防止に努めていきたく思っております。よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 特に、熱中症と新型コロナの感染症は非常に症状が似ているということがございますので、ぜひとも、これまでもやられてきたと思いますが、この感染症防止対策、特に那須南病院では、医療崩壊にならないような体制づくりを進めていただきたいと思います。

2つ目の質問でございます。

コロナ患者に対する対策でございますが、本市におきましても8月31日から、コロナ禍による主たる生計維持者の収入が前年比で3割以上減った世帯に対し、国保税等の減免申請の受

付が開始されております。減収額は、1月から3月の実績を12か月分に延ばすなどの見込みで、市が判断するものと思われま

す。また、さらに国保に加入する被用者が新型コロナ患者となるか、その疑いで休業した場合には、傷病手当金が支給されることとなっておりますが、これらの制度や手続についても市民に対し周知徹底を図っていただきたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 国民健康保険制度における傷病手当についてお答えいたします。

国民健康保険の被保険者である被用者に対し傷病手当を支給することができるよう、6月市議会定例会におきまして条例の改正を行ったところでございます。

制度の周知につきましては、チラシを作成し窓口に設置したほか、広報お知らせ版やホームページ上で制度の案内や申請書一式を掲載し、来庁することなく申請ができる体制を整えました。

この傷病手当金の支給対象となる適用期間は、当初は「令和2年1月1日から9月30日までの間で、療養のため労務に服することはできない期間」とされておりましたが、8月17日付で厚生労働省からの通知により、適用期間が12月31日までと期間延期となりましたことから、改めて周知徹底を図るとともに、今後も国の動向を注視しながら情報収集に努めてまいりますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） それでは、③本市の当初予算に上げました各事業や、各種団体等のイベント等への市補助事業の中で、新型コロナウイルスの影響による中止や、次年度へ繰り越す事業予算の内容及び予算執行等の対応策をどのように図っているのか説明いただきたいと思

います。特に、新型コロナウイルス関連により執行できなかった予算の総額及び別な事業に振り替えて執行した予算、さらには、次年度に繰り越して執行する予算などについて、その内容を説明いただきたいと思

います。○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 新型コロナウイルスの影響による中止や次年度への繰り越す事業予算の内容と対応策についてお答えいたします。

8月14日現在の状況で、全庁的に68事業が事業中止を余儀なくされており、現計予算額の全部もしくは一部として約4,500万円が未執行となっている状況であります。

代表的なところを申しますと、山あげ祭や市民秋まつり、消防操法大会、中学生海外派遣、マラソン大会などは残念ながら既に中止を決定いたしました。

今後の対応につきましては、新型コロナウイルスの感染拡大の状況を注視するとともに、各事業やイベントごとの実行委員会等の判断もありますので、それぞれに検討していくこととなりますが、実施に当たりましては新しい生活様式を踏まえ、十分な感染防止策を講じることが何より重要であると感じております。

各事業やイベント等の実施は地域経済活動の回復の面からも効果が期待される場所があることから、次年度に向けては十分な検討を踏まえ準備を進めてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 当初予算で様々な事業や予算を組んだわけですが、実際に新型コロナ関連で大きな影響を受けまして、いろいろ執行部のほうでも苦慮されていると思いますが、ぜひ、市民に分かりやすく、そして理解と協力を求めながら、次年度に向けて対策をさらに進めていただきたいと思います。

次に、コロナ禍における学校教育についてお尋ねをいたします。

2月27日の安倍首相による突如の全国一律休業要請によりまして、本市の児童生徒もかつて経験したことのない3か月に及ぶ長期休校を経まして、市内学校教育は再開をいたしました。

しかし、短い夏休みの後に2学期がスタートしているわけではありますが、3か月間の休校時には、学習指導のプリント等も配布はされていると思いますが、先生や友達とのやり取りもなく、習っていないところを1人で学ぶなど、無理を強いられました。また、通塾やネット環境の有無、保護者が教えられるかどうかなど、これまでと違った深刻な学習格差が生まれていると思慮されます。

6月からの学校再開で、このような学びの遅れと学習格差の実態を把握されておられるかどうか、伺うものであります。

また、多くの児童生徒は、学校が再開し、うれしく思っている反面、長期のブランクを経て学校になじめずいららしてしまうなど、不安やストレスを抱えている場合もあると思います。このような状態には手厚い教育指導が求められます。学習が遅れた子供たちへの個別指導と併せて、児童生徒の不安やストレスをしっかり受け止め、温かく相談に乗ってあげる手厚い指導等がされているか伺うものであります。

学びの遅れや教育の格差対策及び児童生徒のストレスを本市学校教育の中でどのように対応されているか、説明を求めるものであります。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 学びの遅れや格差問題対策及び児童生徒のストレスについてということでお答えしたいと思います。

学びの遅れについては、臨時休業により4月、5月合わせて今年度分になりますが、31日分を実施できておりません。学びの確保のため夏季休業を16日間短縮いたしましたので、15日分の教育活動が差引き実施できていない状況になります。

各校は授業実数確保のため、本来が5時間授業であったところ、6時間授業にしたり、1日15分の短時間授業を3日間で1時間とカウントする、いわゆるモジュール型の授業を取り入れたりする工夫をしております。

さらに、過日下野新聞にも掲載されたとおり、今後は中学校3年生、小学校6年生の学びの保障のため、土曜授業を30時間程度実施する予定でございます。このような工夫をすることで指導計画における学習内容は実施できると、そのような見込みになっております。

格差問題については、学校からの課題を自分から進めることが難しくなった児童生徒に対しまして、担任が課題回収時に進捗状況を把握しフォローをしております。分散登校時や6月からの登校再開後に個別の指導を行うことにより、学習進度の差を解消するよう努力してまいりました。

児童生徒のストレスにつきましては、これまで経験したことのない事態に直面しておりますので、児童生徒のストレスは想像を絶するものがあると感じております。学びの保障として、授業を確実に実施していくことも大切ですが、行事等体験学習も児童生徒の心身の成長に欠かせないものと考えております。行事等はできるだけ中止ではなく形を変えて実施し、児童生徒が少しでも心にゆとりを持てる時間を確保してまいりたいと思っております。

今後、あらゆる事態を想定しながら、児童生徒の健全育成のためにさらに尽力してまいりたいと思っておりますので、御理解と御協力をお願いいたしたいところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 特に3か月間というブランクの中で、何というか、新しい学校生活に、それぞれ学習の面でも学校生活の面でも、いろいろな悩みを持っていると思うんですが、温かく相談に乗って、やる気のある学習を進めるようお願いしたいと思っております。

2つ目の質問でございますが、新しい生活様式において、それぞれの身体的距離感の確保が重要であります。

本市小中学校においての対応策や、学級再編はされているのかどうか。さらに県の事業であります学習指導員、またスクールサポーター配備事業の積極的な活用で必要な教職員の配備を整えていただきたいと思います。答弁をお願いするものであります。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 新しい生活様式への対応及び学習指導員等配置事業についてという

ことでお答えします。

新しい生活様式への対応につきましては、各校の実態に応じて児童生徒間の距離を空ける等の工夫をしております。今朝の読売新聞等には文科省のほうから1メートル程度に緩和するというようなのが出ておりましたけれども、本市といたしましては、その基準はいずれにしても、できる限りのソーシャルディスタンスを保って指導してまいりたいと考えております。

また、手洗い場に仕切りを設けたり、1つおきに使用したりしておりますし、蛇口につきましてもひじで開閉できるようなものに変更をしております。

また、空き教室がなく、1クラスの人数が多い学級では、机を可能な限り離す対応をしております。それに対しまして学級を再編成するには、県教委との調整、了承が、また教職員の確保等の課題がありますので、現時点では残念ながら、地域の皆様のアイデアをいただきながらできる限りの対応をしているというところでございます。

学習指導員等配備事業につきましては、現在のところ学習指導員として本市で勤務を希望している者が3名いらっしゃいますので、荒川小学校と烏山小学校に8月17日に配置しております。

また、スクールサポートスタッフについては、2名ほど希望者がありまして配置をしておりますが、実際の枠よりはまだ応募者が少ないということで人員確保に向けて今後さらに努力をしてまいりたいというふうに思っております。

スクールサポートスタッフは、放課後の消毒作業、印刷等、多くの学校の教員の業務を代替できるということになっておりますので、今後も先ほど申し上げたようにさらに配置を進めてまいりたいと考えておりますので、もし議員の皆様から心当たりの方がいれば御紹介いただければと考えております。

終日勤務ではなくて3時間とか2時間で結構ですので、1日に、そういった方でできる形で、また、地域の皆様からもぜひ御推薦をいただけるように、今後さらに調整をしてまいりたいと思っております。

今後も引き続き児童生徒の安全確保に努力してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 政府のほうでは2メートル、できれば最低でも1メートルの距離を空けるといふ新しい生活様式を推奨しているんですが、実際にこれは40人学級ではほとんど、無理ですよ。

5月25日、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が全面的に解除さ

れ、学校においては、おおむね授業が再開されているところである。一方、公立小中学校の普通教室の平均面積は64平米であり、現在の40人学級では感染症予防のための児童生徒間の十分な距離を確保することは困難であることから、その対応が学校現場において大きな課題となっている。

こうした実情を踏まえて、今後予想される感染症の再拡大時にあっても必要な教育活動を継続し、子供たちの学びを保障するためには小人数学級により児童生徒間の十分な距離を保つことができるよう教員の確保がぜひとも必要である。

少人数編制を可能とする教員の確保ということで、これは全国知事会、全国市長会、全国町村会3団体が政府に新しい時代の学びの環境整備に向けた緊急提言ということで、提言をしているということでございます。

これらを踏まえて、各機会を通じて新しい生活様式で感染症が防止できるような教育環境をつくっていただきたいと思うんですが、もう一度、これについての見解と、考え方の御答弁をお願いします。

○議長（久保居光一郎） 教育長。

○教育長（田代和義） 確認ですが、現在、県の加配によりまして小学校の6年生まで全部35人学級になっております。

ただ、35人学級にした分、教職員の数が増えているわけですが、その分、実はこれまで、非常勤でいた先生の数を減らしているんです。ですから、そういうことではなくて、全体の枠を維持できるような、常勤の普通の教員を増やすから、アルバイトと言ったら失礼ですけども、時間単位の先生を減らすというやり方で今はやってきておりますので、議員のおっしゃったように教職員定数法とそれから学級定員法の改正をぜひ進めていただいて、そもそもの大枠を確保すると、教員の枠を、そのようなことで今後も、私たちが教育長会議を通じて進めてまいりたいと思いますので、御協力のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） そういうことで、この件に関しましては、国会でも安倍首相も政府としては無理なく対応していくことが大事だということで検討を答弁しておりますし、萩生田文部科学大臣もコロナ禍の中で、新しい時代を見据えた学校教育の実現に向けて強化、充実に取り組んでまいりたいと答えておりますので、総合力でこの新しい時代に、新しい生活様式ができるような教育環境を進めていただきたいと思います。

次に、GIGAスクールです。今定例会でも、約1億5,000万円をかけまして、GIGAスクールができるような、オンライン授業もできるようなGIGAスクールを進めておりますが、それを実践するに当たりまして様々な問題も想定されます。

教育格差の解消、負担の公平性、教師、生徒、保護者が端末を使いこなせる指導や対策が図られているかどうかお伺いをするものであります。御答弁をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） G I G Aスクールの実践に関する諸問題についてということでお答えしたいと思います。

昨年末に国より示されたG I G Aスクール構想の大きな目的は、子供たちを、誰一人取り残すことなく、一人ひとりに公正に個別、最適化されたI C T学習環境を整備することということになっております。平塚議員御指摘の教育格差の解消も整備が進められることで実現できるものと考えております。

しかしながら、今回の新型コロナウイルスの流行により、G I G Aスクール構想が1年以上前倒しされるという状況になって幾つかの問題が生じてきております。

その中の一つが、学校と家庭をネットワークで結び、自宅にいながらも学習が進められる遠隔授業を行う場合です。本市でも3月から5月の臨時休業中に幾つかの学校においてネットワークを生かした学習課題の配信を行ってまいりました。その際、全ての家庭にインターネット通信が整備できているわけではなかったため、それらの学習に全員が参加することは残念ながらできませんでした。また、家庭に通信設備が整っていたとしても通信量の制限や、子供たちだけでは操作に困難さがあることなどにより、必ずしもインターネットを利用できる環境にあったとは言えません。このような御家庭にはこれまでどおり、担任が家庭訪問するなどをして課題の配布、回収を行い、子供たちの学習機会を保障してきております。

現在、市では各家庭にアンケート調査を行い、各家庭のネット環境を把握しているところでございます。その結果に基づき、今後どのような支援が必要になってくるのかを精査し、教育格差の解消、負担の公平性を考慮しながら、新型コロナウイルスの感染拡大に備えた対応を進めてまいりたいと考えております。

また、端末機器のスムーズな導入に向けて、各校代表の教員で構成されたG I G Aスクール構想準備委員会を中心に、校内研修の進め方についても今後検討していく予定であります。

さらに、保護者や地域の皆様にもG I G Aスクール構想の目的や内容について周知する機会を設け、子供たちの学びの保障に向けて、御理解、御協力が得られるよう努めてまいりたいと思っております。

今回、G I G Aスクール構想によって端末が児童生徒1人1台ずつ行き渡るということになりますが、いろんな報道で出されているように遠隔授業がパーフェクトではないと。やはり学びの遅い、早い生徒に対する対応が、一方通行の場合がほとんどなので、なかなか難しいという問題等も出ておりますので、そういった部分については、やはり長所短所をよく把握しながら

ら使っていけるように、今後さらに準備を進めてまいりたいというふうに考えております。

よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） この件に関しても全国知事会、全国市長会、全国町村会長、これが提言をしております、きめ細かな指導体制が必要だと。そのための、ICT教員人材の配置の充実が必要であるということで、GIGAスクールサポーター等のICT教員人材の配備充実、更新費用やランニングコスト等も含めたICT環境整備に必要な財政措置の拡充というのを、国のほうに求めておりますので、学校教育におきましても、一人ひとりの子供に行き届いた温かい、配慮あるGIGAスクール構想を進めていただきたいと思います。

次に、本市の農業対策についてお尋ねをいたします。

昨年10月に発生いたしました令和元年東日本台風により、本市も重大な様々な被害を受けたところであります。その内容については、令和元年度那須烏山市行財政報告書にも明記されております。

この令和元年東日本台風災害において、本市は農地の被害だけでも那珂川流域が246.7ヘクタール、荒川流域が149ヘクタール、江川流域が68.1ヘクタールと、計463.8ヘクタール、このほかに河川流域でもありますので、約500ヘクタールの被災を受けているということで、農地や農業用施設の被害は栃木県において最大の被害を受けているところであります。

これら台風災害被害農地・農業用施設の復旧事業が、今、実施されておりますが、これら復旧事業について国庫補助事業、市単独補助事業の進捗状況及び来年の作付けが可能となる工事が進行されているかどうか、説明を求めるものであります。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 令和元年東日本台風による災害復旧工事の進捗状況についてお答えいたします。

初めに国庫補助事業による災害復旧工事の進捗状況について、農地75か所、農業用施設103か所の合計178か所を近接箇所ごとに集約し、最終的には71か所として復旧事業を行い、ほとんどの箇所において復旧工事の発注を完了しております。

その中でも3月定例会で示しました市の方針により、今年の春の作付けに間に合わせる箇所と位置づけた箇所につきましては、一部仮設対応の箇所もありましたが予定どおり今春の作付けに間に合っております。

次に、市単独災害復旧事業の進捗状況につきましては、農地11か所、農業用施設15か所の計26か所を申請者であります地元の土地改良区や水利組合、または被災者本人より復旧工

事が実施されて、全ての箇所において工事が完了しております。

最後に、来年の作付けが可能な工事の進行管理につきましては、現在、川井地内の橋梁を含め未発注の箇所が5か所ございます。その5か所につきましても、早期発注に向け、実施計画書の作成を進めております。

また、工事未完了の箇所におきましては、来春の作付に合わせるよう、関係機関や受注業者と連絡調整を図りながら、今後も復旧工事を進めてまいりますので、御理解をお願いしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） ぜひ、御努力をお願いします。

次に、新型コロナウイルス感染症拡大の関連により、多くの産業、事業所、労働者、農家の方々など、様々な分野で大きな被害を受けているところであります。

新型コロナ関連により、大きな影響を受けている事業者に対して、事業継続を下支えする持続化給付金が支給されております。この持続化給付金につきましては、農業者の方にも対象となっております。ちなみに、農林漁業者及び食品関連事業者も対象であり、給付額は法人最高200万円、個人が最高100万円です。

対象は、昨年税務申告した農業者で新型コロナの影響等により、今年のいずれかの月の事業収入が前年申告した年間事業収入を1.2で割った額の50%以下であれば対象になります。

コロナ禍の農業者の持続化給付金制度について、本市農家への周知徹底を図っていただけますようお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 持続化給付金制度の農家への周知についてお答えします。

新型コロナウイルス感染症拡大により大きな影響を受けている事業者に対しましては、事業の継続を下支えするため持続化給付金制度が制定され、農林漁業者も一定の条件を満たせば給付の対象となっているところであります。

既に市のホームページに持続化給付金制度を含む事業者向けの支援策と合わせて農業者向けの支援制度の掲載もしているところであります。

内容につきましては、畜産農家をはじめ野菜、花卉、果樹などを生産している園芸農家への打撃が特に深刻であることから、主にそれら農家を支援するため28項目の制度が制定されているところであります。

また、塩谷南那須農業振興事務所では、農業者の不安や経営相談に対応するため、とちぎ農業新型コロナウイルス対策相談窓口を開設するなど、感染防止策や運転資金の借入れなどの相談に当たっており、市や農協、共済組合などと連携を図っている状況にあります。耕種農家に

おきましてこれからも本格的に、水稻、大豆、そばなどの収穫期を迎えます。各種農家に取
りまして、いまだ収束の兆しが見えないこの状況は、今後の農業経営に一抹の不安を抱えてい
ることと承知しております。

今後とも安定的な農業経営の推進が図られますよう、様々な施策の周知の徹底を努めてまい
りますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 次に、閣議決定された種苗法改正案についてお尋ねをいたします。

市執行部はこの種苗法改正案に対してどのような認識をお持ちなのか答弁を求めるものであ
ります。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 種苗法改正の問題点についてお答えします。

種苗法につきましては、農作物等の新品種を創作した生産農家の権利を保護する目的でつく
られた法律であります。

種苗法の改正は、近年日本で開発された優良品種が海外に流出し、生産者の権利が保護され
ていない状況であることから、こうした海外流出による権利の侵害から生産者を守るため、権
利者の許可なく一部の品種を自家増殖することを禁止するもので、日本のブランド品種を守る
ことが改正の最大の目的とされています。

現在多くの農家は種苗会社から種を購入し、農産物を栽培していますが、今回の改正により、
自家増殖した種で農作物を栽培している農家は、種を購入するなど栽培体制を変える必要があ
り、農家にとってはデメリットであります。

一方、在来種や固定種を栽培する農家につきましては、登録品種外ということで自家増殖禁
止の対象外とされておりますので、種苗法改正に伴う影響はほとんどありません。

今後とも種苗法改正に伴う問題点等につきましては、農家に対し誤解や混乱が生じないよう
関係機関と情報共有を図った上で適切に対応してまいりますので、御理解のほどお願いいたし
ます。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 全く私の見解と逆です。これは農家に安価で優秀な種子を提供する
公的な種苗事業を縮小させて、そしてバイオ化学企業などにその品種登録の種子を全て農家に
買わせるということで大変な負担を強いるわけでございまして、これに対する反対署名や請願
が広がって、また検察庁の法改正案に対する国民の怒りもあって、拙速な審議はまずいとい
うことで、今回成立を見送ったということでございますので、その辺を十分御理解いただきたい
と思います。

次に、本市の獣害被害状況と対策についてお尋ねをいたします。本市においてはどのような対策がされているか、説明をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 獣害被害状況と対策についてお答えします。

初めに獣害被害状況につきましては、令和元年度における農業被害額はイノシシによるものが254万円、ハクビシンによるものが41万3,000円となっており、被害を受けた農家にとっては深刻なものとなっております。

また、被害等の届出の実績につきましては、イノシシによる被害の件数が148件、ハクビシンの捕獲おりの貸出件数が21件でありました。

次に、獣害対策につきましては、昨年度策定いたしました鳥獣被害防止計画に基づき主に2つの活動を実施しております。

1つ目は、有害鳥獣の捕獲として市民からの連絡により、実施隊員を現地に派遣し、わなを利用した捕獲を実施しており、また毎年猟友会によって猟銃による有害鳥獣駆除や巻狩りを実施しております。

2つ目は、有害鳥獣の被害防止措置として、電気柵等の張り方や、誘引物撤去等の侵入防止対策の指導、ワイヤーメッシュ等の防護柵の設置指導を実施しております。また、今年度は上境一の沢地区において、とちぎ獣害対策アドバイザー派遣事業を実施しております。この事業は、地域住民が自ら獣害対策に取り組むことを目的に、アドバイザーから助言を指導いただきながら地域に見合った獣害対策を実施しております。

今後も引き続き関係機関と連携を図りながら有効な対策を講じてまいりますので、御理解をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） この件に関しましては、特にとちぎ獣害対策アドバイザー派遣事業、これを例えば塩谷町なんかは全域でやっているんです。だから、ほぼ塩谷町のイノシシが矢板地区のほうに流れているというほど動きがあるそうでございますので、本市においてももっと面的に対策を取っていただきたいと思います。

次に、市営住宅の連帯保証人についてお尋ねをいたします。

国土交通省の住宅局長は、2018年3月30日付で、自治体の公営住宅管理標準条例案の改正の通知を各都道府県知事、政令指定都市の長に送付しております。その内容は公営住宅の入居手続での連帯保証人の義務づけを行わないものとするものであります。

これらを踏まえて、本市においても市営住宅の入居手続における連帯保証人義務づけは削除されるように改められたいと思いますが、答弁をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市営住宅の連帯保証人についてお答えします。

市営住宅に入居を希望する場合は、条例に基づき連帯保証人を立てることが定められております。連帯保証人の資格と責務につきましては、まず独立の生計を営んでいること、入居者と同程度以上の収入を有すること、市税の滞納がないものであること、市内に住居を有していることとなります。

また、連帯保証人は滞納家賃の対応だけにとどまらず、入居者と連帯して責務を請け負うものと定めております。入居者の不慮の事故や病気の際の緊急連絡、入居者の死亡時、様々な問題に速やかに対応していただくこととなります。

令和2年6月に実施しました県内事業主体による連帯保証人に関する調査結果によりますと、県内全ての事業主体において、連帯保証人の義務づけを継続していることとなっております。

本市としましても、連帯保証人がいない場合は、家賃債務に対する回収が困難になることや、緊急時の対応にしても問題が生じてしまうおそれがあることから、今般の民法改正を受け、保証の上限額を新たに設定した上で、連帯保証人については引き続き義務付けることとしております。

今後は、国から通知があるような連帯保証人に代わるものとして、家賃債務保証業者登録制度の活用や、入居申請時に勤務先や親戚、知人等の連絡先を提供していただくことで対応できるものか、県や他市町の状況を注視しながら対応してまいりますので、御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 公営住宅とは、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、または貸し付けることにより、国民生活の安定と、社会福祉の増進に寄与することを目的とするというようなことでございまして、住宅に困窮する低所得者であっても入居も可能にこれを整備しているわけございまして、この連帯保証人が見つからないということで、大きな、これが障害になっているんです。それを踏まえて2018年に、国土交通省の住宅局長が、連帯保証人は必要ないと言っておりますので、ぜひこれに従ってなくしていただきたいと強く訴えたいと思います。

最後に、旧境小学校跡地の活用についてお尋ねいたします。

昨年より特定法人に、市有財産貸付け書に基づき無償で貸付けしておりますが、貸付期間は令和2年3月31日までであり、期限はとうに過ぎております。貸付条件によれば、敷地及び建物については、貸付期間中に購入に向けた準備を進めることとなっておりますが、現在どのような状況になっているのか説明をお願いいたします。

なお、下境地区は昨年の台風災害で甚大な被害を受け、那珂川緊急治水対策プロジェクトを実施する計画であり、高台への住宅移転等も予定されており、旧境小学校跡地は有力な候補地として検討すべきであると思います。

市当局の答弁をお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 旧境小学校跡地の活用についてお答えいたします。

旧境小学校跡地につきましては、特定非営利活動法人から本市において地域振興事業を行うため市有財産売払い申出書が提出されました。

その後、市では旧境小学校跡地の測量及び境界復元、校庭の土壌調査、校舎等の固定資産評価を実施し、売買契約締結に向けて準備を進めてまいりました。

また、相手方も事業をスタートするために、市有財産貸付け書を市に提出し、旧境小学校跡地の購入を前提とし、令和2年3月31までの間の貸付け許可を受け、建物保険相当分の費用負担により事業の準備を進めてまいりました。当初の計画では令和2年4月1日に、建物及び土地を一体的に売却する予定であります。

しかしながら、コロナ禍の影響もあり、予定していた売買契約の締結を遅らせ、令和2年7月1日に売買契約を締結し、令和2年12月31日までに売買代金の完納後、所有権が移転することとなっております。現在令和2年4月1日付で市有財産貸付申込書が提出されており、相手方に所有権が移転するまでの間、有償による貸付けを許可しているところであります。

さて、議員御指摘のとおり、下境地区は昨年の台風19号により甚大な被害を受けてしまいましたが、旧境小学校跡地は高台にあるということから被害がほとんどなく、地域の災害ごみの受入れ場所として活用されました。

このような状況を目の当たりにした相手方の代表理事は、市が提案した下境自治会との災害協定と防災集団移転促進事業に対する土地の提供につきましても理解を示しておりますので、今後、地元説明会を経て防災集団移転促進事業の実施に当たりましては、必要に応じて土地の提供等の協議もしてまいりたいと考えておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 17番平塚英教議員。

○17番（平塚英教） 幾らで売却する予定になっていきますか、金額についてお示しいただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 売却予定価格は1,640万円を今のところ予定しているところ

です。

○17番（平塚英教） 終わります。

○議長（久保居光一郎） 以上で17番平塚英教議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を11時といたします。

休憩 午前10時47分

再開 午前11時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、4番荒井浩二議員の発言を許します。

4番荒井浩二議員。

〔4番 荒井浩二 登壇〕

○4番（荒井浩二） 議場内の皆様、こんにちは。議席番号4番の荒井浩二です。傍聴席には、本日もお暑いところ議場まで足をお運びいただきまして誠にありがとうございます。

このたび、久保居議長より発言の許可をいただきまして、通告に従い3つの項目について一般質問を行います。

今回は、行政サービスにより市民の生活を向上させ、新たな生活様式を適用するために、また、本市の未来にとって重要で無視できない課題について議論したいと考えております。

市長をはじめとした執行部の皆様におかれましては明朗な答弁を期待し、質問者席より質問を行います。よろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） それでは、1つ目の質問です。

まず、1番目のキャッシュレス決済の導入と普及についてお伺いいたします。

令和元年はキャッシュレス元年とも言われ、キャッシュレス社会の到来へ向けて、各所で様々な消費者還元事業が行われました。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止策として、人との直接的な接触を避ける方法としても関心の高いキャッシュレス決済の導入について、本市における導入と利用実態を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） キャッシュレス決済の導入と普及についてお答えします。

議員の御指摘のとおり、国は2016年度現在20%程度である決済におけるキャッシュレスの比率を2025年度までには40%に引き上げることを目標に掲げております。

キャッシュレス元年と言われた昨年は、対象の店舗でキャッシュレス支払いをした方を対象

に、最大5%のポイントを還元するキャッシュレス消費者還元事業を展開するなど、キャッシュレス決済の普及啓発に力を入れております。

さらに、今般のコロナ禍において、国が掲げる新しい生活様式では、直接的な貨幣、硬貨の受渡しを伴わないキャッシュレスが有効であると推奨しております。

議員御質問の本市における導入と利用実績につきましては、まず市内全体状況につきましては、残念ながら市においてキャッシュレス決済がどの程度普及しているかについて把握する統計等はありません。先ほど申し上げましたキャッシュレス消費者還元事業で、ポイントを還元できる店舗として登録した市内の加盟店の数で申し上げますと、事業が終了した今年6月時点で137店舗の参加がございました。これらを見る限り、本市のキャッシュレス決済の本格的な普及はまだまだこれからという状況で認識しておりますので、御理解のほどお願いしたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 本市における行政や民間、おのおののキャッシュレス決済の現状について答弁をいただきました。

行政サービスとして既に利用されているものもあつたり、市内のお店でも意外なところで既に導入されていたりしております。こちらにいらっしゃる方々はあまり利用されていないという声をお聞きますので、少し説明させていただきます。

そもそもキャッシュレスのキャッシュ、お金はどこから来るのというところだと思うんですけども、そういったのはクレジットカードは分かるけど、借金みたいなものにはやはり抵抗がある、怖いといった方もいらっしゃると思います。

ここで基本を押さえると、キャッシュレスの仕組みはその基になる支払いが発生するタイミングで3種類に分けられます。事前にチャージして利用するいわゆるプリペイドである前払い。デビットカードのように、銀行口座からリアルタイムで引き落とされる即時払い。クレジットカードのような後払いです。それぞれの決済方法によって長所、短所があり、使い分けも必要ですが、現金、銀行口座、クレジットカードのどれかがあれば利用できます。

現金払いは、もはやスマートな決済方法とは言えず、キャッシュレス決済を利用できるようになればお店によっては、現金購入と比較して、特にそのキャッシュレス還元事業なんかをやっていたときは30%程度のポイント還元を受けられることもあり、大変お得です。同じ価格も同じ商品にもかかわらず、お店によって1万円のお店や、決済方法によって1万円の商品を買っても、実質3,000円戻ってくるなんということ、現金払いに固執しては絶対に受けられない恩恵であり、現金払いは損であることの証左であると思います。

あとの質問にも絡みますが、自治体からの請求書、ソフトバンクグループが主体、ヤフーが

主導している P a y P a y で支払うと 0.5% のポイント還元、大体 1,000 円につき 5 円程度の還元が受けられまして、しかも、届いた請求書、ポストから出した請求書をすぐスマホで、バーコードを読んで支払うことができます。コンビニでもお買物の支払いが一瞬で済むので、時間の短縮にもつながりますし、盗難による不正利用等、犯罪被害に関しては、条件次第で全額補償となるので現金を持ち歩くより比較的安全で安心だったりします。

ここで、質問なんですけれども、お金を支払う側のメリットは、多少分かったと思うんですが、本市では、税金関係だったり、いろんな、各所で P a y P a y を既に導入しております。そういった、P a y P a y を導入した経緯とか、そのメリットをどのように捉えているか、話をお聞かせください。

○議長（久保居光一郎） 高濱税務課長。

○税務課長（高濱裕子） P a y P a y を導入した経緯について御説明いたします。

P a y P a y を始める前はヤフーアプリを使って支払いをしていました。そちらの制度がなくなりまして、昨年10月から P a y P a y に移行となった次第でございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 以前使っていたサービスからのスライドのような感じで使っているというのが現状なのかもしれません。

ですから、キャッシュレス決済を使うと、お釣りのやり取りだったり現金管理による手間が減るので、お店とかのレジ締め作業の時間が短縮されたり、現金紛失、盗難等のトラブルがなくなります。

経済産業省の資料によれば、コロナ禍で差し当たり厳しいインバウンド需要の取り込みに関しても、訪日外国人の約7割が、クレジットカード等が利用できる場所が今より多かつたらもっとお金を使ったと回答しているようです。

それを表すように、県内では宇都宮市を除いて、日光市における利用が最も多いということです。ちなみに那須烏山市は案外多くて、宇都宮市を除いて上から大体4番目くらいの利用数があるようです。

国内シェアナンバーワンのQRコード決済の P a y P a y なんなんですけれども、それを利用する恩恵は各所で大きく普及が進んでおります。

そこで②の質問に移ります。②の市税等の収納及び支出業務へのキャッシュレス利用の拡充について、本市の方針と考えを伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市税等の収納及び支出業務へのキャッシュレス利用拡充等についてお

答えいたします。

本市は、現在市税等の収納におけるキャッシュレス利用といたしまして、各金融機関の口座振替による収納とコンビニ収納の中でスマホアプリを利用した公金収納を実施しております。

また、公金支出業務のキャッシュレス利用としましては、支出全体約8割を口座振り込み払いで行っているところでございます。

令和元年度における公金収納の実績では、口座振替収納が市税等と上下水道料金を合わせた件数で7万9,308件、金額で13億5,815万1,488円の収納実績がございます。

スマホアプリを利用した収納は110件で187万5,511円の収納でございました。

公金収納におけるキャッシュレス決済につきましては、その必要性は十分認識しており、口座振替のさらなる推進とコンビニ収納の中で、スマホアプリを利用した公金収納の拡充を検討しているところであります。

窓口において納付する方も多い状況ではありますが、今後も安定した歳入確保のために、効率的な公金収納ができるよう広報活動をさらに進めてまいりたいと思いますので、御理解お願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 本市でも、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、介護保険料普通徴収、後期高齢者医療保険料普通徴収、あと上水道のほうはP a y P a yの支払いに対応しているようなんですけども、例えば、今対応していない特別徴収の市県民税とか法人市民税、入湯税やゴルフ税なんかは、対応は可能なんでしょうか、お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 高濱税務課長。

○税務課長（高濱裕子） ただいまの質問についてお答えいたします。

法人市民税につきましては、栃木県内の全市町でP a y P a yは対象としておりません。

その理由といたしまして、法人市民税はe L T A Xという電子申告の利用を推奨しております。電子申告をしていただいて、その流れで電子納税をしていただくという方向になっております。そのメリットとしまして、全国の自治体に一括で納付ができるからとなっております。

入湯税につきましては、今、実際のところ1事業所ですのでP a y P a yの利用はしておりません。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） P a y P a yでも、やはり支払いできないものが、対応できないものがシステムのだったり、利用状況的に不可能なものが、不可というか難しいものがあるということなんですけど、例えばまた別に保育園とか幼稚園、放課後児童クラブの利用料、学校給食費、保育園給食費等への対応というのは、ほかの自治体ではやっているところもあるんですけ

れども、そういったところは可能なんでしょうか、お伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 保育料等につきましては、今ほとんどが口座振替ということで実施しておりますが、制度的なものであったり、あとシステム対応等、物理的などところも調査研究をいたしまして導入可能か見極めてまいりたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 次に、水道関係なんですけれども、現在の上水道は対応しているんですが、簡易水道だったり、下水道、農業集落排水使用料とかは対応可能なんでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 高田上下水道課長。

○上下水道課長（高田 勝） 収納のほうは料金システムというものを使っておりまして、そちらのほうで上水、下水、農集、それを一括でやっておりますので、コンビニ等でP a y P a yを使って支払っていただければ対応しております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 水道関係はもう既に対応しているということですね。

ちなみにあと都市建設課のほうで市営住宅の使用料というのはどうでしょうか。こちらやはり他市のほうでは利用している実績がございます。

○議長（久保居光一郎） 佐藤都市建設課長。

○都市建設課長（佐藤光明） 市営住宅の使用料につきましては、現在対応しておりません。こちらにつきましても研究してまいりたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 次に、公民館施設や運動施設、あと市営プールなんかの利用に関してはいかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 菊池生涯学習課長。

○生涯学習課長（菊池義夫） 行ってはおりませんが、研究する余地はあるかとは思いますが、金額が少額であるということとか、あとは件数、あとは減免者も市民は多いですから、向くか向かないか、いろいろ研究の余地はあるかと思えます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 例えばP a y P a yは今、利用の手数料がお金を受け取る側にかからないんですが、今後、来年以降それがかかってくるようになるので、細かい金額でも収入が正直減ってしまうという側面があるので、そういったところも含めて検討の余地はあるのかなと

思います。

次に、現在、山あげ会館は対応していると聞いているんですけども、他の指定管理業者における対応とか物品を販売している業者、そちらに関してはいかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 小原沢商工観光課長。

○商工観光課長（小原沢一幸） 観光協会におきましては、P a y P a yが2020年の1月、続いてa u P A Yを3月に導入しております。

そのほかの大金駅前観光施設についても、キャッシュレスが対応可能となっております。

以上になります。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） こちらは対応しているということで各社対応しているということですね。

次に、税金とか料金というのは、コンビニ払いやヤフー公金払いのサービスに対応しているものはそのままバーコードを使って、そのシステムを使ってそのまま利用ができるということなんですけれども、仮に収納代行を各所に増やすことによって手数料というのは銀行のさじ加減があるというのは聞いているんですけども、コンビニ払いと手数料というのはおおむね同じであると聞いているんですが、この認識は正しいでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 高濱税務課長。

○税務課長（高濱裕子） そのとおりでございます。

コンビニ預金とP a y P a yは同じ55円掛ける消費税となっております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） それと、次が肝心なんですけれども、私も事前にP a y P a yの営業の担当者からお話を伺いまして、この一般質問に臨んでいるんですけども、基本的に窓口手数料が発生するもの、お金が発生するものであればP a y P a yの利用が行政でも可能という答えを聞いております。

それで、各課の窓口における証明書発行等の手数料全般についての対応というのは可能でしょうか、お伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 澤村会計課長。

○会計課長（澤村誠一） 窓口における手数料のキャッシュレス化の検討等につきましては、公金の納付環境を整える面では重要と考えておりますが、その費用対効果も含めまして全庁的に今後検討していく課題と考えておりますので、御理解賜りたくお願いします。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） このようにキャッシュレス決済を導入することによって、来庁者や職

員の負担軽減、例えば証明書を発行してお釣りを出す手間とか、そういったものとか、やはり現金管理も出てくるので、そういった負担軽減と、今日の新型コロナウイルス感染症拡大防止のための非接触決済による感染症予防にもつながるのじゃないかなと思いますので、手数料の金額に関して、さきの議会のほうで手数料の見直しというのもあったんですけども、金額部分だけを見直しするんじゃないかと、そういった面からもぜひ検討して見直してほしいなと思います。

次に、さらに支出業務について、今年度はコロナ禍の影響で定額給付金や1人親世帯への児童手当等、国からの予算づけを得て本市から様々な支出を行っているんですけども、コロナ禍に関わらず、普段からのそういった支出業務において、振込手数料といったものはかかっているのでしょうか、お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 澤村会計課長。

○会計課長（澤村誠一） 振り込みにつきましては10円ほどかかっています。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 振込手数料がかかっているところということで、お話を聞いたところ、以前は銀行側で無料で引き受けていただいたりしたのもあったようなんですけども、現在でも募金とかそういったものに関しては振込手数料がかからず無料で利用できるようでして、今課長からお話があった手数料というのは例えば定額給付金だと、1件当たり110円くらいかかっているというような話を聞いたことがあるんですけども、正しいでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 澤村会計課長。

○会計課長（澤村誠一） お答えします。その点につきましては、国とか県とか統一しての振込手数料がかかっています。先ほど言ったのは市で振り込む場合のお金でございます。今回110円ほどかかっています。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 例えば国からのものだけじゃなくて児童手当だったりとか、そういった振り込み作業に、仮にPay Payとかを利用して行えば手数料負担もなく、あらかじめ本人確認さえ済んでいれば携帯電話番号のみで、まさに一緒に相手にも送金できますし、窓口で申請していただいてその場ですぐお渡しすることも可能なんじゃないかと思います。

そういったことを、例えば、こども課として独り親の方から申請を得て、そういった窓口の対応というのは可能なんじゃないか。

○議長（久保居光一郎） 川俣こども課長。

○こども課長（川俣謙一） 先ほどの保育料等のPay Payであったり、それらのキャッシュレス決済、それとも合わせまして、児童手当等の振り込みが、こういったもので可能かど

うか、それについても、調査研究して見極めてまいりたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 仮になんですけれども、定額給付金は手数料がかからなかった、かかったでいいんですよ、仮に定額給付金で1件当たり110円かかって、9月1日時点の世帯数が1万476世帯あります。単純に110円で掛けると、結構な金額になると思います。

必要な支出であるので仕方がないことだとは思いますが、そういったことを全てとまではいなくても、キャッシュレス決済を利用することによって手数料支出の削減というのが可能なんじゃないかなと思います。

さらに、Pay Payに送金すると、同じ金額でもその分の利用をポイント還元で考慮すると、定額給付金の話です、例えば10万円もらったとしてもそれを使うことでポイントによって付加価値がついてくると、税金もそうなんですけれども税金普通に払っても0.5%のポイントがかかって返ってくるということなんで、こういった手数料支出の削減というものを、ぜひ市で検討していただきたいと思いますが、答弁をお願いします。

○議長（久保居光一郎） 澤村会計課長。

○会計課長（澤村誠一） 議員のおっしゃるとおり検討していきたいとは思いますが、また、県内の各自治体で会計部門では、栃木会計管理者会の会議等がございますので、ほかの自治体等の情報も仕入れまして検討させていただければと思っております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 日常生活においても大切なお金もキャッシュレス決済サービスを利用すれば付加価値がついてくる。使わない、使えない人もいる中で、人によってはもはや日常生活において身近な必需品となりつつあります。現に私もほとんどのものをできる限りキャッシュレスで支払っております。

経済産業省により6月30日まで行われていたキャッシュレスポイント還元事業は、消費税引上げに伴う需要平準化策としてだけでなく、キャッシュレス対応による生産性向上や消費者の利便性向上も視野に入れて行われていました。

こういった事業を取っかかりとして初めてキャッシュレス決済やスマホに触れる人、不慣れた人を取り込むことは、もはや世界に手後れぎみな日本として人ごと成長し、新たな時代へと導く礎となっていく、資本主義的な啓蒙活動であると思います。

そこで次の質問へ移ります。③ICT端末、スマートフォン等の普及による市民生活の向上と促進策、それに伴う展望についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） ICT端末の普及による市民生活の向上と促進策、それに伴う展望に

ついてお答えします。

本市では、「いつでも・どこでも・誰でも必要な情報サービスを手軽に選択利用できる社会の実現」を基本理念に、平成30年3月に策定しました那須烏山市地域情報化計画Ⅲを展開しており、ICTによる市民の暮らしの質の向上を図るため、ホームページやSNSを活用した魅力ある情報の発信に努めております。

また、現在、国のマイナポイント事業費補助金を活用し、マイナポイント申込み支援窓口の設置、マイナンバーカードの普及促進を図るため、マイナポイント事業に合わせたチラシを本年7月に全戸配布したところでございます。

特に、支援窓口におきましては、スマートフォンやパソコンをお持ちでない方でも、マイナポイントの申込みがスムーズに対応できるよう体制を整えており、実際に来庁される方は高齢者の方が多いと聞いております。

ICT端末の普及に伴い、スマートフォンは情報受信する有効な手段であると考えておりますので、まずはSNS等の情報の発信や、防災Infonassからすやま等の利用率向上に努めるとともに、キャッシュレス決済の導入や普及等も調査研究しながら、情報通信社会の恩恵を享受できるよう、市民生活の向上を目指してまいりますので、御理解お願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 今、市長から市民生活を向上させるために、恩恵を受けるために普及を進めていくという答弁をいただきました。

ICTスキルは、情報リテラシーみたいなものは、私は識字率と同じだと日頃から考えております。文字は読み書きできなくても生活はできるんですけども、それが読み書きできることによって利便性というのが大きく向上して、文明も発展していったんだと私は考えているんですけども、まさにICTスキルというのは、皆さんあんまり危機感を持ってまだ感じられてないかもしれないですけど、それが使えない人間にとっては、21世紀に生きている意味がないんじゃないかなというくらい、サービスの恩恵を受けるためには必須教養だと考えております。

市長も、日頃から防災に関して、これから自分の身は自分で守らなければならないと述べているように、市民の方々にこういうICTスキル、リテラシーの習得をしていただくことによって、自分の身は自分で守っていただき、情報を享受して21世紀型の社会に生きていただくような、そういうビジョンを持って市政を進めていっていただきたいなと思っております。

ここで市民生活の向上と促進策ということなんですけれども、今回、プレミアム付商品券事業というものも今度、商工観光課でやるということで、30%のプレミアがつくということなんですけれども、私はこれ本来は課長もそうだったんじゃないかなと思うんですけど、コロ

ナ禍だからこそ、キャッシュレスでこれ進めるべきだったと思うんです。こういうときだからこそ、みんな危機感を持って、新たなものに触れることで生活を向上させられると思うんです。

例えば、以前もお話ししたかもしれないんですけども、宇都宮市内で一番キャッシュレス決済が使われているのは、実は野菜と果物という直売所みたいなお店なんです。そこの利用者の方というのはほとんど60代以上の方です。皆さん最初は使わなかったんですけども、P a y P a y が消費者セミナーみたいな感じの使い方を、利用者からの要望があって、したところ、キャッシュレス決済を用いるようになって、スマホを持っていらっしゃる60代以上の方が使って、宇都宮市一の利用回数になっているとのことなんです。

それで、あと今回のゼロカーボン宣言なんかもお話として出てくるんですけども、コロナ禍からの経済的な復興と脱炭素社会への移行を両立させるグリーンリカバリーなんという考え方が、EUを中心に環境意識が高い人に広まっているので、そういったものも参考にしながらペーパーレスとか、そういったことに関して時代や環境に合わせたまちづくりによって、ゼロカーボン宣言を実行していく、ただやるのではなくて、それをやることによって生活を向上できるような事業をぜひ市長には行っていただきたいと思います。

あと、昨日福田議員のほうで、S u i c a の導入について御質問がありました。これは私からの提案なんですけれども、例えば、JRでS u i c a の導入をしていただけないのであれば、本市のほうでキャッシュレス決済の導入というものも視野に入れて、コンビニとかにある非接触型の決済端末、今はすごい小さいもの、5センチ四方の四角いものとかでできるものとかもあったりするので、そういったものの導入補助をして市内でどこでも誰でもS u i c a で実は買物しているみたいな状況をつくってしまえば、JRももしかしたら導入してくれるんじゃないかなと思うので、ぜひデマンドも含めてそういったことを検討していただければと思います。

次、質問の最後に、まち・ひと・しごと創生総合戦略、重要業績評価指標K P Iの一覧の中に、教職員のICT活用能力というのがあったんですが、なぜそこに市役所職員のICT活用能力の検証というの含まれなかったのかお伺いしたいと思います。もう時間なくなっちゃった。

じゃあ、次の質問に移ります。

○議長（久保居光一郎） 簡潔に質問をお願いします。

○4番（荒井浩二） はい。では市民と行政をつなぐ連絡手段についてお伺いいたします。

1、新たな防災情報伝達システム、防災I n f oなすからすやまの運用開始から間もなく1年がたとうとしているんですけども、現在の利用実態と普及に向けた取組や問題点、または今後の改善点について、先日の堀江議員とかぶるところもあると思うんですけども、お伺

いたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 防災I n f oなすからすやまの現在の利用状態と普及に向けた取組や問題点、または今後の改善点についてお答えします。

昨日堀江議員にも答弁したとおり、8月末現在の登録件数は約1,440件となっており、また、戸別受信機は500件となっております。普及に向けた取組につきましては、ホームページやお知らせ版、広報紙等で周知を図っているほか、一部再開しました、いきいきサロンやふれあいの里事業等のイベント時及び8月の第2回行政区長等会議や民生児童委員協議会のときに戸別受信機の御案内をさせていただき、利用拡大に努めているところであります。まだまだ利用者数が少ない状況でございますので、利用拡大に向けた新たな取組を検討しています。

今後の改善点としましては、戸別受信機から流れる音声案内が長いという指摘もございますので、より簡潔な内容で通知することや、スマートフォンと戸別受信機に送る内容をシステム上別にできないかも検討してまいりたいと思います。

私個人としましては、ここに住んでいない御家族の方々に登録していただくことも大切かと思っております。そういう方々からお電話で今、状況がよくない、もしくは、あしたから台風が来るなら、今のうちにうちのほうに移動してくれないかというお支えをしてもらうことが一番の避難だったり、あと対応になると思いますので、そういう普及のことも今後考えていきたいなと思っております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 市長から単身世帯の方への思いやりを向けた答弁をいただいたんですが、けれども、単身世帯の方なんかには戸別受信機の配布というのをやっていると思うんですが、そういったものは携帯情報網を使っていて、中にS I Mカードが入っているんじゃないかと思っております。

それで、そちらのS I Mカードの契約実態というのはどうなっているんでしょうか、導入費用にそもそもそれが含まれているのか、それとも後払いなのか、そういったことについてお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） S I Mカードの費用でございますが、導入費用の中に含まれておりまして7年間のものとして契約しておりますので、7年間分の使用分のS I Mカード料は入っております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 今、現在800台導入して500台配ったという答弁をいただいたん

ですけれども、実際それに関しては既にお金がかかっているものだと考えるべきだと思うんです。使用料を払っていると。なので早急に残りの300台を押しつけてでもいいから配っていただければと思います。皆さん使っていただければその利便性は分かっていたらいいんじゃないのかなと思います。

次の質問に移ります。②の防災や災害、感染症拡大防止等の緊急時における対策としてだけでなく、普段からの円滑で速やかな情報共有の必要性が求められる時代となったが、市民と行政をつなぐ連絡網の構築について、本市の方針と考えをお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市民と行政をつなぐ連絡網の構築についてお答えいたします。

現在、本市では、ホームページ、ツイッター、フェイスブック、メールマガジン、とちぎテレビデータ放送、または先ほどの御質問にありました防災Infoなすからすやまのアプリや防災行政情報メールといった、電子媒体を配信するほか、広報紙やお知らせ版といった紙媒体での自治会回覧、新聞折り込みを行うなど、数多くの手段により市民の皆様へ情報をお知らせしております。

さらに、緊急時のホットラインとしても使えるよう開発された、コミュニケーションアプリ、LINEの地方公共団体プランが無償化されたことに伴い、その導入に向けて検討しているところでございます。

このコミュニケーションアプリLINEは、全国的にも幅広い年代利用されており、本市の市民の皆様にも多くの利用者がいると推測されますので、情報発信手段の一つとして有用と思われる。

市民の皆様が行政情報を受信する方法の選択肢を増やすことは、多くの市民との連絡網の構築につながると考えておりますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） LINEの件なんですけれども、こちらの質問しようとしていたところ、本市のほうでも採用を決めて市長からも説明いただいたんで時間の省略になって大変助かりました。ありがとうございます。

LINEは人口カバー率が大体66.7%ということで、Info Canalアプリにより、正直ほとんどの方が使っているんじゃないかなと思うので、そういったところで様々な、広報だけでなく防災の情報、市の全ての情報が、友達からのメールで来るような感じで確認できるようにぜひ有効に使っていただきたいと思います。

それで、ほかに連絡網として2012年のアメリカでのハリケーンで注目されて、日本でも2016年国土交通省が指針をまとめて活用を進めているタイムライン事前防災行動計画、防

災行動計画というものについて、本市で策定されているのかをお伺いしたいんですかいかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 行政を中心としたタイムラインについては、国、県、市、各行政機関がどのタイミングでどういう指示をして、どういう動きをするかのタイムラインはできてございます。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） これは逆に国交省からの指示じゃなくて独自にまとめたということですか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 国交省の指示のもとタイムラインをまとめたということでございます。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） もうまとまっているというのは大変いいことだと思います。

それで、タイムラインに関して、今回の行財政報告書にも、一部災害記録等を載せていただきました。それで私のほうで、昨年12月の定例会の中の一般質問で要望して、答弁の中で作成すると言っていたいただいた防災チェックリストというものもあると思うんですが、こちらの進捗状況については、どのようになっておりますか、お伺いします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 昨年12月にチェックリストのお話が出て、現段階におきましては、危機管理として統一したチェックリストの完成までは至っておりません。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） こちらは既に作成したタイムラインと合わせて共通する部分も多いと思いますので、ぜひとも早急な作成を進めていただきたいと思います。

次に、3番目の本市職員の挨拶と接遇についてお伺いいたします。本市職員の業務上の接遇スキルについて様々な意見が寄せられておりますが、本市における職員の接遇教育についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市職員の挨拶、接遇についてお答えします。

来庁者への態度や言動、接し方は、市役所に対する評価に直結することから職員の接遇力向上は重要な課題と捉えております。採用当初から研修を受講させ、意識付け、スキルアップに努めているところでございます。併せまして人事評価の能力評価においても評価の着眼点の

1つとして重視しており、評価の際に適宜、教育、指導を行っております。

また、職員には窓口業務担当課を中心とし、来庁者への積極的な声かけを推奨しております。中でも挨拶はコミュニケーションの第一歩として大切であるとともに、職場内の雰囲気づくりや活性化にも影響を及ぼすもので、その重要性を鑑みて、各課ごとに朝礼等で挨拶の唱和を励行しております。

今後も、折に触れ、職員への指導と意識啓発を図ってまいりたいと思っております。

今回、荒井議員から、改めてこのような接遇の御質問いただきましたので、9月1日の庁内全体朝礼のときには、その辺のところを改めて言わせていただき、また、参事課長等会議で私のほうから、課長のほうに伝えさせていただきました。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 今、本市職員のお話を市長から答弁いただきました。逆に、教育関係の教職員は教育長の管轄だと思うんですが、そちらはいかがでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 教職員の接遇についてですが、私は直接学校に電話をかけるタイプですので、一教員、いろいろな教員が直接電話に出てくるわけですけれども、きちんと学校名そして本人の氏名を述べて要件を聞くというような対応をほぼ全員ができておりますので、ただ、完璧、100%ということではないと思いますので、今後さらに校長を通じて、校内研修等を充実させていきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 今、市長と教育長からそれぞれ答弁いただきまして、私も正直に学校の先生方というのは普段から外の人間と、保護者の方々と接しているので、かなり接遇に関して、私個人としてはあまり気になったことはないかなと思っております。

ただ、本市の職員に関しては残念ながら、こういった一般質問をするので分かっていたのかと思うんですけれども、やはり少し挨拶だったり電話の対応だったり、目につくところがあるのかなと思っております。こちら、決算審査のほうでも平成29年度から3年間ほど人材の育成について、職員の資質向上と意識改革とともに云々と、こちらは指摘されているんです。こちらも踏まえて市長のほうで先ほど指導はしているということなんですけれども、具体的に何か目標みたいのがあったりしますか。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 具体的な目標とすれば、誰がいらしても必ず声をかけるということだと思っております。今後、私のほうからも自分から先に声をかけるというのを励行させていただき、職員に啓蒙させていただきたいと思っております。

挨拶がないというのは、やはり市としまして一番大切な窓口であり、市民に一番影響を与える場所なので、より一層皆さんから、うるさいと言われるぐらい挨拶ができるように指導していきたいと思いますので、今後また何かありましたら御指摘のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 学校の児童生徒なんかは、道で擦れ違ふと自分から挨拶なんかをします。そういったように市職員も、自分から挨拶していただくようになれば、社会人としての仕事上としてのマナーとしても、プラスアルファの対応ができていないんじゃないかなと思います。

それと、あと交通安全週間における街頭運動について同僚議員との会話の中でもよく話題に上がってくるんですけども、今日も机の上に予定表なんか置いてありましたが、ああいったものの強制力だったり、そういう、どのように決めていらっしゃるのか簡潔にお答え願ひします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 市民に対応する交差点には、職員を、全職員ですかね、割り振って、対応することとなっております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 割り振っていて、ある程度任意なところがあるところですか、実際の参加に関して、特にペナルティとかあるわけではないですし、給料発生してるわけではないですね。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 職務命令として現段階では対応しております。したがって、公務災害対象にもなっております。

○議長（久保居光一郎） 4番荒井浩二議員。

○4番（荒井浩二） 来ない人が目立つというのが議員からのあれです。危機感を持って、いろんなふうに対応してほしいということで、私のほうの一般質問を終わりにします。

○議長（久保居光一郎） 以上で4番荒井浩二議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。再開を午後1時といたします。

休憩 午前11時45分

再開 午後1時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き会議を開きます。

通告に基づき、7番矢板清枝議員の発言を許します。

7番矢板清枝議員。

〔7番 矢板清枝 登壇〕

○7番（矢板清枝） 議場内の皆様、こんにちは。傍聴席にはお暑い中、多くの皆様に議会に足をお運びいただきまして誠にありがとうございます。7番矢板清枝でございます。久保居議長の許可をいただきましたので、通告に従いまして質問させていただきます。

さて、次第に勢力を強めている台風10号が日本列島に接近しております。十分に警戒しながら身を守る行動をしていきたいと考えております。本格的な台風シーズンを迎え、不安に寄り添い、万全の対策につなげていかなければいけないと思っています。

本日は、防災減災対策についてお伺いいたします。執行部におかれましては、明快なる御答弁を御期待申し上げます。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） まず、初めに一番から質問いたします。

昨年の台風19号により、栃木県内では甚大なる被害を受け、本市でも多大なる被害が発生し、逃げる大切さを改めて実感いたしました。今年は新型コロナウイルス感染症が発生しているため、今までとは違った対策が必要となります。

本市で、早急に進めているとは思いますが、改めて今後の対策についてお伺いいたします。

まず初めに、現在市が指定する避難所数と、今後追加予定の避難所についてお伺いいたします。また、指定避難所における、3密にならない対策について市の考えをお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市が指定する避難所数と、今後追加予定の避難所についてお答えいたします。

市が指定する避難所は40か所ございます。また、現在のところ追加予定の避難所はございませんが、コロナ対策の一環として、市内の旅館やホテル等を避難所として利用できないかを検討してまいります。

次に、指定避難所における3密にならない対策についてお答えいたします。3密とは、密閉、密集、密接のことですので、まずは避難所の定期的な換気を行い、大勢の人が集まってきた場合には、別の空いている部屋を利用したり、場合によってはほかの避難所の開設を検討いたします。また、個人ごとに2メートル程度の距離を確保した避難所の運営を心がけたいと考えております。

今年度は、国の交付金を活用し、間仕切りやクッションマット、屋内テントや簡易ベッド、アルコール消毒剤等のコロナ対策用資材の購入も進めているところであります。

併せまして、国から示された新型コロナウイルス感染症を踏まえた運営ガイドラインを参考

に避難所運営マニュアルを策定中でございますので、マニュアルに基づく避難所運営を図ってまいりたいと思いますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今、市が指定する40か所とお聞きしたんですけれども、まず、第一次避難所となる市で指定しているところというのは、今、現在、今後、何か所ということでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、最初に事前に開設する避難所としましては6か所を予定してございます。

保健福祉センター、江川小学校体育館、それと烏山体育館及び烏山公民館、それから、七合小学校、それと、旧向田小学校、境公民館の6か所になります。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） ではまず、最初の6か所の部分なんですけれども、この鍵の管理というのはどこが管理をするところなんでしょう。そして、誰が開けていただけるんでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、危機管理の本部であります総務課危機管理担当グループにおきまして、6か所の鍵は全て備えております。

それと、それぞれの所管課がございまして、所属長が管理することになります。ただし、江川小学校と七合小学校体育館につきましては、学校で1個、危機管理課で1個。それから、現在、学校教育課においてもキーを保管する予定で調整を進めているところでございます。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、いざ使うときになって鍵が開かないということがないように、しっかりと管理をしていただいて、避難が速やかにできるような状況をつくっていただきたいと思います。

そこで、昨年、連絡網の構築というのを私も言わせていただいて、今回連絡網ができたのかどうかという確認をさせていただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 8月6日の行政区長等会議において、緊急連絡網を構築する必要があることから、行政区長さんの携帯番号を調べさせていただきたいということで、8月中におきまして調整してまいりました。

昨日の堀江議員の答弁におきましては、現在作成中とお答えをいたしておりましたが、昨日

現在やっとほぼ調整が整いましたので、今、現段階では、それが完備できたという報告をさせていただきますと思います。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では何かあったときに、すぐ全員に連絡というわけには、そういうふうな構築はされてないと思うんですけども、その連絡に関しては、どのようにするのかというのは取決めはされているのでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、有事の際、事前設置避難所が6か所になりますので、それに関わる地区の行政区長さんには、総務課が中心となって連絡を取り合いながら情報収集、または情報提供に努めてまいりたいと考えております。

その後、災害が大きくなったとき、また新たな、先ほどの指定避難所を開設せざるを得ないときには、その都度その地域の行政区長さん、自治会長さんに連絡を取って対応してまいりたいと思います。

基本的には災害対策本部を、そのときは設置しておりますので、その中で調整をしながら、連絡調整をしていきたいというふうに考えております。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 了解いたしました。

では、一番いいのは使わないのが一番いいんですけども、そういった有事の際にはしっかりと対応ができるようお願いしたいと思います。

それでは次、続いてその中の、また質問させていただきます。

昨年の台風19号における被害で大田原市でも、避難所を開設したんですけども、その避難所では水があふれてきてしまい、慌てて次の避難所に移動を余儀なくされてしまったということをお聞きしました。次の場所に移動するまでも、また、その場所の移動の間に川が氾濫してしまったので、そこに到着することができず、本当に困ってしまったという話をお伺いいたしまして、本当の指定避難所、または、この避難所を開設するに当たり、水があふれるような場所というのは本当に大変な状況になるんだというのを目の当たりしにしまして、本市でもハザードマップ上に避難所が去年はあったという状況になっていますので、そこは回避できた、もう一度確認させていただいてよろしいでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） ハザードマップは2つの災害を想定しております。

土砂災害あとは洪水災害、その2つをカバーできる、もしくはどちらかがカバーできないも

のを含めて、全てのハザードマップに避難所が指定されております。

その中で昨年、旧境保育園を第一として開設してしまいましたが、そこは洪水による被害がある、想定できることから、本来であれば速やかに別なところに設置すべきでした。その教訓を生かしまして、現段階は境公民館に第一の避難所を開設するということで対応しておりますので、今、現在、土砂災害、洪水災害をカバーできない避難所はないと考えております。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） それは安心しました。ぜひともしっかりとカバーをしていただいて、速やかに避難所が開設できるようにお願いいたします。

それでは、ソーシャルディスタンスを保ちながら、3密を避けるための避難所に入るとき、1人に対する平米というのは、那須烏山市で取決めというのが行われているのかどうか。それはあるのかどうかお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 先ほど市長の答弁にもあったとおり、1人当たり大体2メートル程度の間隔を持って、固有のスペースと、確保スペースとして考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 了解いたしました。

それで新型コロナ感染症対策、感染症等に対応した新たな災害対応スタイルの構築が求められます。コロナ禍で、災害発生時における避難所や罹災証明書申請時等の感染症対策に万全を期すとともに、デジタル化による効率的な被災者支援などを図るため、地方創生臨時交付金も活用し、避難生活の環境改善、手続のデジタル化などを一挙に実行し、新たな災害対応スタイルを構築すべきであると考えますけれども、市の見解を伺いたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 昨年の令和元年東日本台風におきまして、被災者台帳、罹災者台帳をそれぞれの担当課が作って対応した経緯がございます。今、議員がおっしゃるとおり、1つのシステムを基に、そういった台帳が管理されれば有効に活用できると考えてございますが、今の段階では新型コロナ感染症対策の地方創生臨時交付金を使いながらのその設定は予定はしておりませんが、次年度に向けて今後検討はしてまいりたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） これはとても有効なものであると考えております。やはり、一括で被災者も罹災者というのちやんと台帳が整理整頓されれば、どこの何が起こったときでも対応ができ、可能な部分になってくると思いますので、ぜひとも早めに検討していただきたいと要

望したいと思えます。

続いて2番目の新型コロナウイルス感染症対策を取った上で、防災訓練が必要となると思えますが、市として実施する予定はあるのかお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 新型コロナウイルス感染症対策を取った上での防災訓練についてお答えいたします。

本市としましては、南那須地区総合防災訓練を隔年で開催しておりましたが、昨年度は那珂川での水難救助活動のため急遽中止となりました。しかし、地域の自主防災組織が行う防災訓練には積極的に参加し、市民の皆様とともに防災意識の向上に努めてきたところであります。

市が開催する防災訓練の必要性は十分認識しておりますが、現在のところ全国的に新型コロナウイルス感染症の拡大が懸念されており、多くの人々を集める防災訓練の予定はございませんが、地域の自主防災組織等が行う防災訓練には、感染症対策を呼びかけたり、実際に感染症対策の指導をしながら参加してまいりたいと考えております。

また、今年度は市の職員を対象とした避難所運営訓練を実施し、受付時の対応や、居住空間の確保等の訓練を行い、災害等に備えてまいりたいと考えておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） まず、市の職員で手順の確認、自主防災組織に下ろして、また自治会等での指導というのが今後必要になってくると思えます。やっぱり、コロナ感染症の対策を取った上でというのと、やはり簡単なようでしっかり自分で身につけないといけない部分ですので、市長の答弁には実施していきたいと答弁いただきましたので、実施予定はあるのかどうか、お伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、市職員とした避難所運営訓練につきましては、今月中をめぐりに対応していきたいと考えております。

自主防災組織、行政区、自治会等につきましては、なかなかこちらからお願いしてできるものではないと思えますが、各自治会において、ぜひ来て指導してくれという要望があれば積極的に行きまして、コロナ感染症対策を取った上での避難所設営についての御協力はさせていただきますと考えております。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 日時というか、月なんですけれども、今月中ということによろしいんですか、（「はい」の声あり）はい、分かりました。では、ぜひ、手順、しっかりとできるよ

うな準備をしていただいて、まず、職員さんが身につけていただきたいと思います。

次の3番目の自主防災組織の結成状況についてお伺いいたします。地域住民の中には、ハザードマップの見方が分からない方がいると聞いています。地域住民の防災意識を高める対応策をお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 自主防災組織の結成状況についてお答えいたします。

本市では、自治会と自主防災組織は同じと考えておりますので、市全体の対象は98地区でございます。その中で、市に自主防災組織結成届出を提出しているのは、令和2年4月1日現在12地区であります。

昨年度に自主防災組織や市民団体等が防災訓練等を実施したのは19回でありましたが、毎年防災訓練を実施している地区もございます。また防災訓練で依頼された際は、市の職員がハザードマップの見方について説明させていただいております。ほかにも、市職員出前講座において防災講話を実施したり、積極的にハザードマップの詳細について説明させていただいておりますので、ぜひ御活用をいただきたいと思います。

今後も、いきいきサロンの開催や、高齢者等の集まる機会を捉えてハザードマップの見方や、自分のお住まいの地域の危険箇所、市が発令する避難情報の種類や避難するタイミング等をお伝えし、防災意識の向上に努めてまいりたいと思います。

議員の皆様は自治会などでも防災訓練をまだしていないところがありましたら、ぜひとも声をかけていただき、積極的に自主防災組織をつくり、そして対応していけるようにこちらも努めたいと思いますので、御協力のほどお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 98自治会ある中の12地区が自主防災組織を結成しているということで、積極的に自主防災組織をつくっていただけるように、我々も声かけをさせていただきたいと考えております。

こちらはまた、大田原市では自主防災組織というのは自治会が169ある中で、123できているそうです、71%の結成率ということを知りました。平成27年には僅か2%であったんですけども、住民の意識改革が大きく変わったことで、これだけ進んだということをおっしゃっていました。

やはり日頃から、防災に対して、防災士養成講座なども市で助成をしたりして取得に向けてやっているところもありますので、このように自主防災組織の数が増えてきているのかなと、お話を聞いていてそう思いましたが、さらには、見守り活動というのを自治会単位で見回りに歩いているということをおっしゃっていましたので、地域の核となるよう、その方たちをしっ

かりと市のほうで先導していただいて醸成していくことが、今後の自助共助につながっていくと考えていますけれども、本市ではこのようなことは、今後どのようにして市民の醸成を図っていくと考えているかをお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 防災の観点から、自主防災組織という位置づけで自治会とイコールというような前提でお話をしてまいりましたが、それ以外の見守り的な活動につきましても、やはり自分の身は自分で守る、自分の身が守れたときには、お互い守っていく、互助、共助の精神が必要であります。

それには、どうしても自治会単位のそういう組織が強力な、後ろ楯が必要となってまいりますので、今後の行政区を担当する総務課としても、自主防災組織を含め、地域の安全安心な社会づくりのために、自治会長さんには粘り強くお話をしていきたいというふうに考えております。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） ぜひお願いしたいと思います。やはり、このように災害が全国的に多発している那須烏山市でも、昨年災害が起こったということで、皆さん心の中にはもう災害はいつ起こってもおかしくないとは位置づけていると思いますので、呼びかけされることにより、これはどんどん進んでいくのかなと思いますので、ぜひお願いしたいと思います。

このハザードマップの見方が分からないということを、最初に掲げさせていただいたんですが、ハザードマップをただ見ただけでは、どこがどうなんだという、そのハザードマップを活用して、避難経路や避難場所の確認ができるような、危険箇所が、場所がどこなのかを認識した上で避難ができるということがしっかりできると思いますので、これはやはり自主防災組織だけではなく、自治会単位で今後取り組んでいく必要があると思うんですけれども、市の職員にお願いして、ハザードマップの見方を勉強をするということ、さっき要望があればやりますよという、おっしゃってましたので、やるのでぜひ手を挙げてくださいねという声かけのほうは、市のほうで声をかけていただくということは、お願いできますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 行政として積極的に対応したいと思っておりますので、どんどん出前講座、また、そういう集会に出向いて職員が指導、またはお話をさせていただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） よろしくお願いたします。

それでは、4番目の福祉避難所として協定を締結している施設と、今後新たに予定している

施設があるのかをお伺いしたいと思います。また、福祉避難所の具体的な利用方法についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 協定を締結している施設数と今後新たに予定している施設数についてお答えいたします。

まず、協定を締結している団体は、大和久福社会、敬愛会、聖園ヨゼフ老人ホーム、正州会の4法人であり、そのうち大和久福社会は2施設、敬愛会は4施設、聖園ヨゼフ老人ホームは1施設、正州会は3施設の合計10施設となっております。

また、福祉避難所の具体的な利用法につきましては、災害発生時に一般の避難所での生活が困難な高齢者、障がい者、妊産婦、病弱者等で心身の状態等を考慮して、避難所での生活は困難と判断した場合は、必要性の高い人から優先的に福祉避難所への移動を促します。

また、福祉避難所は、災害時におきましても必要に応じて開設される二次的避難所であり、最初から避難所として利用することは予定されておられません。このため、一般の避難所で避難された方の中に福祉避難所の対象となられる方がおり、福祉避難所の開設が必要と判断する場合は、市が協定施設に対し受入れの要請を行い、受入れ後は福祉避難所として市と連携し、避難者の健康状態の確認や必要なサービスの提供を行うこととしております。

令和元年東日本台風災害時には、福祉避難所の開設はありませんでしたが、被災された方の中に特別養護老人ホームに一時避難された事例がございましたので、このような施設も含め新たな施設につきましては必要に応じて検討をしてみたい所存でありますので、御理解のほどお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） まず、2次的避難所になるので、福祉避難所を直接、指名してすぐに避難できる状況にないというのはお伺いして分かりました。

ぜひ、体の不自由な方に関しては、自分が福祉的な、介護施設等で被災された方も、提携先があるかもしれませんが、柔軟に対応できるような枠組みみたいなのも、また検討されてはいかがかなと感じております。

このコロナ対策も含め、現実的な利用方法というのを話し合う意見交換の場というのが、これから必要になってくるのではないかと考えます。今後の対策として、市ではどう考えるのか、お伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 特に要配慮者に対する避難の支援については、まず要配慮者利用施設につきまして、避難確保計画というのを作成するよう義務づけられておまして、そうい

った施設では、個別に確保計画をつくっております。その内容につきましては、総務課に送付されてございます。

それ以外に、先ほどの福祉避難所に行かなければならない状態の人も含めて、今、現在、市では、避難行動要支援者対策の一つとして計画を策定することになっておりますので、計画を策定する際においては、いろんな要配慮者施設の方々、また民生委員の方々等を含め、意見交換はしなければいけないのかなと考えております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） ぜひしっかりと話合いの場を持っていただいて、どうするかということを取決めをしていただきたいと思います。

また、答弁の中に避難、要支援者名簿の作成と個別計画ということが出てきたんですけれども、そのことについて詳しくお話をいただければと思います。

○議長（久保居光一郎） 水上健康福祉課長。

○健康福祉課長（水上和明） 避難行動要支援者名簿でございますが、有事の際に有効活用できるように、現在消防署とか自治会等に提供しているところでございます。

しかしながら、現在の災害時、要支援者の名簿につきましては、一人暮らし等の高齢者世帯のみが対象となっております。障がい者等の情報については登録されていない状況でございます。

そこで、災害に備えて地域全体で高齢者、障がい者等の要支援者を支援していく取組を推進するために、現行の台帳に障がい者等の名簿情報を加えることにより、新たな避難行動要支援者名簿を再編整備しまして、要支援者対策の拡充を図ることとしてございます。そのため、その経費を、今回の補正予算に計上させていただいております。

名簿が出来上がりましたら、自治会とか社会福祉協議会、また民生委員等と打合せを行いまして、避難行動要支援者の具体的な避難方法について、個別に計画を作成することになると思います。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 名簿作成後、社会福祉協議会、自治会等で話合いをするということで、高齢者の避難行動の要支援者名簿については了解いたしました。

この福祉避難所の避難施設の施設と協定を結んでいるんですけれども、その行動の話合い、意見交換会は実施する予定は、実施しなければいけないのではないかと考えますが、これはどうお考えでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 昨今、やはり大きい台風等が日本を襲いまして、大きな被害もたらされることが想定されますので、福祉避難所といったところも十分活用する場が出てくるかと想定できますので、その辺につきましては検討させていただきたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） では、ぜひ、よろしく願いいたします。

最後の5番目の質問に入ります。備蓄倉庫について、市及び自主防災組織が管理する箇所数をそれぞれお伺いいたします。また、備蓄品の種類と管理方法についてお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 市及び自主防災組織が管理する備蓄倉庫の箇所数についてお答えいたします。

市が管理する備蓄品につきましては、市役所烏山庁舎職員休憩室、烏山体育館、旧向田小学校体育館、保健福祉センター内に保管している状況であります。

これについては、現在、国の交付金を活用し、防災倉庫の購入も進めております。今後、備蓄品を防災倉庫に移し替え、できるだけ集中管理ができるよう検討しております。

自主防災組織が管理する備蓄品につきましては、平成26年度より県の補助金を活用して配備を進めており、防災倉庫につきましては現在10か所に配備しております。

備蓄品の種類と管理方法でございますが、市保有部分につきましては、非常食、飲料水のほか、毛布、簡易ベッド、非常用トイレ、圧縮下着類などの日用品も一部購入しております。

これらは、購入時に種類、数量などを電子データで台帳管理し、保有期間があるものについては期限が近づいた際に更新しております。

自主防災組織保有分につきましては、配備の際に自主防災組織と希望する物品等を打合せの上、購入しております。非常食、飲料水のほか、発電機、投光器、懐中電灯、拡声器、ヘルメット、土のう袋、ブルーシート、リヤカー、布担架等を配備しております。

管理につきましては自主防災組織が行うこととしており、保有期間があるものにつきましては、自主防災組織に確認をいただいて配備している状況でございますので、御理解のほどよろしく願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） この備蓄倉庫、防災倉庫というのは、各自治会単位で自主防災組織がないと設置する条件というか、それはできないんでしょうか。県のほうで助成がなされると思うんですけども、取決めというかどうかというふうにしたら備蓄倉庫が備えられるのか、設置できるのかをお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） まず、自治会、自治防災組織の単位として積極的に活動するところを支援することが目的でございますので、何もやってないところに、まず先に支援をするということは、ちょっと考えられないというのが、補助の内容となっております。

ただし、積極的に活動している団体におきましては市としても推薦して、県のほうに、そういった配備ができるように要請はしてまいりたいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 了解いたしました。

備蓄品について少しお話したいと思います。乳児用液体ミルクというのが現在あるんですけども、政府は乳児用の液体ミルクについて、新たに災害時に必要な物資と位置づけ、全国の自治体に備蓄を促す方針を固めました。内閣府は2019年度に改定する男女共同参画の視点から、防災、復興の取組指針に、乳幼児が早期に必要な物資の代表例として、現行の粉ミルク用品や離乳食品に加えて液体ミルクを明記するということが載っていました。指針に明記することで、自治体がつくる地域防災計画に反映してもらい、十分な備蓄につなげる考えであるということでした。

乳幼児液体ミルクは、液状の人工乳を容器に密閉したもので、常温で長期の保存が可能な製品になっています。紙パックは約6か月、缶は約1年くらいもつということです。そのまま飲むことができ、授乳時の調乳の手間を省くことができることから、乳幼児用粉ミルクに比べて授乳者の負担軽減や安全面でも利点があると考えられているものです。

栃木市では、昨年台風19号の河川が氾濫したときに危機管理課の注文していた缶入りの液体ミルク240本が危機管理課に届いて、担当者が避難所で希望者に配布できたと喜んでいただとの事例がありました。本市でも液体ミルクの導入というのはできるかどうか、そのことについて考えをお伺いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 液体ミルクに限らず、通常の粉ミルクも含めて、こういった備蓄をしておいたほうがいいのか、保健師または、こども課サイドと検討しながら準備する方向で今、進めているところでございます。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） 今回というか、台風19号のときには、そのようなものが必要ではなかったかもしれませんが、市のほうで備蓄があるということであれば、断水のとときとか、お湯を沸かす必要がないので、本当に緊急で必要なときには対応できますし、また、お母さんが普通の、育児に疲れたときにミルクを作るのもできるような状況ではないときにも、この液

体ミルクを活用している事例も多々ありますので、育児の手間を省くというのはおかしなことなんですけれども、そこに、ちょっと安心感を与えてあげることが大事なことなのかなと感じますので、ぜひ検討のほうをよろしくお願ひしたいと思います。

これはこの質問とは外れるんですけれども、台風19号のときにダム放流が夜中にありまして、下流に住んでいる那須烏山市のほうには大量の水が流れてきて、決壊しているような河川が氾濫してしまったという状況にありますので、もう少し早く知らせるようにはできないのかという要望があると思うんですけれども、県のほうの取決めで、ちょっと前倒しで早くなったとお聞きしたんですけれども、その辺は確認はできていますでしょうか。

○議長（久保居光一郎） 佐藤総務課長。

○総務課長（佐藤博樹） 昨年度6月のダムに関する合同放流説明会というものが県で主催されておりまして、その際に行った記録によりますと、本市におきましては、おおむね深山ダムに関しましては、ここに到達するのが3時間というような予定がされてございます。塩原ダムにつきましては1時間半というような報告がされておりますので、その時点ではファクスといった手段を使って連絡が来るものと考えてございます。昨年の令和元年東日本台風を踏まえまして、ファクスのやり取りにつきましては、非常に、警報で待機している職員は必ずいるんですが、警報が出てない地域は出ておりませんので、そういったものも含めて、もっと統一したシステムの管理の下、連絡体制が取れないかという要望を市町村から出しているということなので、今後もっと、もう少し改善されていくのかなと考えております。

○議長（久保居光一郎） 7番矢板清枝議員。

○7番（矢板清枝） この情報というのは本当に大切だと思います。

やはり避難の命令、避難指示などのあれが出たときに、水がどれくらい来るとというのが、やはり安易な考えで、雨の降る状況が今回うちのほうはなかったもので、対象が外れていた部分で、水かさが増えてしまった状況も、後からこうだったんだと感じた部分なので、やはりこれは早急に連絡が取りやすい方法を今後対応していただけるように、今、要望を出しているということです。合わせてまた、要望していただいて、しっかり対策を取っていただいて、また、市民のほうにも連絡を速やかにしていただけるようなものをきちっと出していただきたいと考えております。

今回は以上で終わりにいたします。

○議長（久保居光一郎） 以上で7番矢板清枝議員の一般質問は終了いたしました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を2時といたします。

休憩 午後 1時41分

再開 午後 2時00分

○議長（久保居光一郎） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

通告に基づき、9番小堀道和議員の発言を許します。

9番小堀道和議員。

〔9番 小堀道和 登壇〕

○9番（小堀道和） 皆さん、こんにちは。議席番号9番の小堀です。一般質問3日目、最終日最後の質問者です。傍聴席の皆様、議会に足をお運びいただきましてありがとうございます。

まずは、コロナウイルスに連日連夜命がけで激務に対応していただいております医療関係従事者の皆様に心から感謝いたします。

このようなコロナ対策のつい立てを見るにつけ、異常事態のただ中にいることを思い知らされます。今回は、長引くコロナウイルスの対応について、及び本市の農業を支援する地産地消向上についての2点について質問します。

45分ほどのお付き合いをよろしくお願いします。何しろ時間がないので僕も一所懸命質問いたしますので、執行部のほうも一生懸命、明確に端的にお答えいただきたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） それでは、長引くコロナウイルス対応についてです。

前回の議会定例会、コロナウイルス対応一色の議会でしたが、今回以降しばらくはコロナウイルス対応の議会になりそうです。

経済再開にリンクして、コロナウイルスが再び猛威を振るい続けています。本市においても6月に感染者が出て、濃厚接触者からどんどん感染者が増加するのではと不安になりました。大事には至らなかったものの、その後も東京をはじめ首都圏での感染者数の急増を見て、市民の皆様が多く不安を抱きながら一喜一憂している状態ではないかと思えます。

さらに、過去に例を見ない大雨の災害が続く中、避難所とコロナの問題など心配は尽きない状況が続いております。しかし、ここでただ心配しているわけにはいきません。考えられる心配を先取りして、どんどん手を打つ必要があり、前回に引き続き質問することにしました。

まず、最初の質問です。前回の定例議会から大きく状況が変わっておりますが、本市のコロナウイルス対応がどのようになっているか、最新情報を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市におけるコロナウイルス対応についてお答えします。

6月定例会後、6月28日に、本市におきまして1人の感染患者が確認されました。

その後、県内において感染症患者が増え続けたことにより、県の警戒度レベルが「感染拡大注意」となっていることから、市民の皆様には改めてマスクの着用、換気の徹底をはじめ、3つの密の回避や、人と人の距離の確保、手洗いなどの手指衛生等の基本的な感染防止対策の徹底をお願いしているところでございます。また、事業者等の皆様にも感染リスクの対応が伴わない場合は、中止、延期等の慎重な対応をお願いしております。

公民館や運動施設、図書館等の市の公共施設につきましては、7月16日から一定の条件の下に施設利用を再開しております。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う市の助成制度や給付につきましては、一覧にしましたチラシを作成し、今後配布する予定としております。

これまでも新たな情報は、市のホームページやお知らせ版、防災Infoなすからすやま、防災メール等を利用して随時周知しておりますが、市民の皆様には積極的な情報の取得をお願いするとともに、新しい生活様式の実践を今後も継続していただきたいと考えております。

ただ先ほどお伝えしましたように、1人の感染者が出たときに誹謗中傷がない、本当にいい市だったなどと改めて実感させていただいたのが大きなことだと思っております。

いろんなこともあります。皆さんの御協力の下、この市が運営できているんだと感謝することがたくさんありますので、御理解のほどお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 今、市長の話にありましたように、7月半ばに小山市で母と2人の娘が感染し、多くの拡大、感染者を出した事例がありました。2人の娘は小山市の小中学生でした。このときの記者会見では、対象児童生徒が多過ぎてPCR検査をどうするのか、同じ学年だけでよいのか、さらには教職員や保護者はどうするのか、さらにはこの小学生が学童保育にも通っていたためどうするのかとの質問が噴出しました。

この事例を他人ごと、対岸の火事として見過ごすわけにはいきません。本市においても発症した20代の女性の弟が中高生だったらどうしようと、とても心配しました。本市の場合は陰性で事なきを得ましたが、いつでも大人数のPCR検査が必要になる緊急事態に一瞬でなる可能性があります。

そこで、これらの対策について、具体的検査体制についてなど、何か県などと連携して先手を打っていることはあるのか伺います。

県任せでよいのか、市独自でこんな困難な場合は県に対して要望することはないのかも伺いたい。県内で8か所の検査センターが立ち上がっているが、本市関係の塩那地区や県北地区の進捗も含めてお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 本市の検査体制についてお答えいたします。

現在、県北健康福祉センター管内には、帰国者接触者外来が設置され、保健所のPCR検査が必要と判断された方に対し検査を実施しております。1日当たりの検査能力も設置当初と比べると大幅に拡充されました。

また、県が委託した委託医療機関でも、医師や保健所の判断で検査を実施しております。

地域外来検査センターの開設につきましては、平塚議員の質問に答弁したとおり、現在、令和2年10月2日から南那須、塩谷地区の2地区での合同の運用開始に向け、関係機関とともに準備が進められております。

検査等体制につきましては、先手を打っていることは今のところ特にございませんが、医師会、地域の医療機関と連携し、那須南病院においては発熱外来で対応しているところでございます。

なお、地域外来検査センターの運営には、専門的知識を有する者の支援が不可欠であることから、人的な支援等には引き続き県に強く要望してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） この事例では小中、高等学校及び学童保育等の対応に関して、事前に何を準備しておくべきかが大きな課題として浮かび上がったと思います。

4月に芳賀地区の小学校4校を担当していたALTさんが発症したときには、子供たちへの感染を心配して、多くの保護者が保健所や病院に問合せをしたために、真岡市長が苦慮するほどの事態になりました。

今は、かなりコロナに関する情報も増えて、落ち着いた対応ができるようになったと思います。とはいえ、突然小中、高等学校や学童保育、幼稚園、保育園に感染者が出る可能性が毎日あることが現実です。子供が感染しても無症状が多く、家族の高齢者に感染してしまう可能性が大きいことが恐ろしいのです。特に高齢者が多い本市の心配は尽きません。

そこで質問です。小中、高等学校や学童保育等の子供たちにはコロナに感染しない対策がもちろん大切ですが、他の子供たちにうつさない対策がさらに大切だと思います。「周辺との環境を考慮し、感染者と1メートル以内で予防対策なしで15分以上の接触があったものを濃厚接触者」と定義されておりますけれども、感染させない対策を学校関係及びこども課関係では具体的にどのように指導されているのかお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） まず学童保育等における感染防止対策について、私のほうからお答え

いたします。

本年5月4日に国の新型コロナウイルス感染症対策専門会議において示された新しい生活様式の実践例に倣い、保育園等における日常生活においては毎日の登園前の検温を推奨しております。また、給食時には対面での食事を避けるよう指導しており、教室内における空気清浄機の活用、こまめな換気や施設内の定期的な消毒、特に石けんを使っての手洗いやうがいの励行などを市内の保育施設へ向け助言、指導をしているところでございます。

なお、放課後児童クラブにつきましても、同様に、検温、手指アルコール消毒、手洗い、うがいなどの励行やマスク着用の推奨、定期的な室内の換気、消毒を実施しており、飲食の際は小学校の実践例に倣い、話をしないで食べるよう指導しております。

また、保育園等における日常生活以外の活動においても、運動会の簡素化、親子バス遠足の中止など、3密が想定される行事の規模の縮小や中止の措置を取り、保護者等の理解を得ることを前提とした活動を実践するよう助言、指導をしております。

放課後児童クラブにつきましても、夏休み期間中の行事を中止するなどの対応をしておりますので御理解のほどお願いいたします。

小中学校のほうは教育長のほうから答弁があります。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 高等学校については、ちょっとこちらでは違うところですので。小中学校関係につきましても、まず学校に登校する前の検温を徹底しております。登校の際にはバスの中での密が一番心配される場所であり、バス業者と連携して消毒、換気の実施、児童生徒においては静かに乗車することを指導しております。

学校においても、マスク着用、消毒、換気を徹底しておりますが、30人以上の学級におきましても、児童生徒同士の接触を1メートル以上で15分以内にするというのは、なかなか正直なところ難しいところがございます。できるだけ机を離す、こまめに換気をすることを指導しております。そのため、児童生徒の学力の中でも最も重要な資質能力の一つである、思考力、判断力、表現力等を育む、話合いや発表活動等の時間が少なくなっているのが現状です。

まずは、児童生徒の安全、安心を第一に、感染防止対策に取り組んでまいりたいと思っております。最近では傘を差して、距離を取って登校するというような学校も導入してきておりますので、小さい学校においては、傘を差すと両手が塞がってしまうというふうな、水筒も持っていますので、そういったところで対策を講じているところです。

○議長（久保居光一郎） 小堀道和議員。

○9番（小堀道和） ところで、小山市の小中学校での感染事例では、学校を2日間休業し再開するという計画でした。多分学校としては、1日目で学校消毒、2日目で職員会議を開催

し、保護者や関係者に状況説明などを含めて連絡し、再開するというスケジュールだと思いますが、これで保護者の不安が消え、安心して子供たちを学校に送り出せるのだろうか。また、短時間で子供さんの様子を尋ねながら連絡説明する先生方の負担の大きさを考えるととても心配になります。

本来であれば、保護者説明会が開かれなければならない事案ですが、コロナ禍の状況なので、その役割も対応も先生にのしかかってきます。

そこで、本市では小中学校、学童保育、幼稚園、保育園で感染者が出た場合の具体的な対応策を決めているのか、その内容について伺いたい。併せてその事態に備えて市役所、学校等で、何か準備を進めていることがあったらお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 放課後児童クラブや保育園等における感染者が出た場合の対策についてお答えします。

放課後児童クラブや保育園等で感染者が出た場合の対応につきましては、基本的には本市管轄の県北健康福祉センターの主導の下、感染者の行動履歴の確認や濃厚接触者候補者の行動履歴の確認、当該感染者の関与した施設の消毒を実施するなどの措置が取られることになり、市としましては側面から協力することになります。

具体的な対応策につきましては、事例によって対応が異なりますので、国や県の教育委員会から示されましたガイドラインやマニュアル等を参考に対応してまいりたいと思っています。

感染者が出た場合は、備えとしまして放課後児童クラブや保育園等に対しましては、感染者や濃厚接触者候補者の情報を入手した際には速やかに市に対して報告、連絡、相談をいただくよう周知徹底を図っているところです。子供の感染が確認された県内の市町に聞き取りを行い、引き続き情報収集を努めて、今後に備えたいと考えております。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 学校関係では、県教育委員会の資料等を参考にいたしまして、「市内小中学校において児童生徒、教職員への新型コロナウイルス感染疑い、感染者が発生した場合の対応」、このマニュアルを作成して、3種類の状況に分けて配っております。

1つは、家族の職場に濃厚接触者がいた場合、2つ目は家族やクラスの友達が濃厚接触者になった場合、3つ目は自分自身が濃厚接触者になった場合とし、感染者についても3種類とし、その段階に応じた対策を取るように各学校に指示しております。このような様式を配っております。

発生時に備えての準備としては2つございます。1つは関係機関との連携等の整備であります。迅速な情報連携、行動連携が図れるようにしておくことが、感染拡大の防止、児童生徒、

保護者、地域の方の安心につながると考えております。

もう一つは県教育委員会との連携による事例の収集でございます。既に県内の各地の学校関係で、感染者が確認されておりますので、その事例の概要と対応の詳細について情報を持つことで、発生時に冷静に迅速に対応できるものと考えております。

感染防止、拡大防止には、関係機関の対応だけでなく、地域の皆様の御理解と御協力をいただかなくてはなりません。児童生徒の安全、安心のために最善を尽くしてまいりますので、御協力をお願いしたいと思います。本市の場合には2日ではなくて、最長5日ということで休業を設けておりますのでよろしくお願いします。

○議長（久保居光一郎） 小堀道和議員。

○9番（小堀道和） よろしく申し上げます。

今、具体策をお聞きしましたけれども、これは具体策が決まっているとすれば、職員や保護者への周知が必要だと思いますけれども、これをあらかじめ知らせておけば、保護者が動揺することもなく、学校も落ち着いた対応ができると思いますが、これはそれができているということでしょうか、イエスということ、答えで、はいと言っていたら、どちらもできていますよね。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 非常に細かく分類されているので、現在は職員がまず理解するように徹底しろということをやっております。それが終わった段階で、今月末あたりに全員、保護者に配って徹底を図る、質問された担任がすぐ答えられるようにして、勉強なさいという状況です。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） どちらからも回答が来ると思っていなかったもので、今の教師の話、すごく大事なのでぜひよろしくお願いいたします。

小山市の小中学生の2人の姉妹は、感染後2日以上学校と学童保育に通っていましたが、ですけれども、濃厚接触者は先生を含めて僅か14人で幸いにも全員陰性でした。マスクや手洗いなどの予防措置で感染は防げる可能性が高いことを示していると思います。

一方、群馬県の保育園では、先生が新宿の劇場で感染し、全園児58人が濃厚接触者としてPCR検査を行ったが、多分保育園では全時間マスク着用や食事中や遊び時間の3密厳守などは難しいんだと思います。

また、島根県の高校の寮で80人以上が感染した例がありましたけれども、マスクなどの予防策不備を指摘されております。これらの例を参考にしますと、いかにマスク着用などの予防措置が大切だと改めて思います。まだ残暑厳しい中、手洗いなども含めて子供たちの指導につ

いて再度徹底をお願いしたい、これもコメントをいただこうと思ったんですけど、大丈夫だということでもよろしくお願いします。

さて、感染した小山市の学校のケースで、濃厚接触者の定義に該当しないとされる同じクラスや学年の異なる子供にも、ぜひPCR検査を実施してほしいと願う保護者や関係者が多いと思いますけれども、県のコロナ対策本部に聞きましたが、ここでの見解は、病院や介護施設での感染時対応も含めて、プロの保健所の判断が全てということでした。

介護施設での事例がテレビで紹介されておりましたけれども、濃厚ではなく接触レベルの職員が高齢の家族への感染を心配して、施設に何日も宿泊し疲れ果てた様子が紹介されていました。

那須塩原市では、市内の観光業のため、ホテルスタッフ2,000人分のPCR検査費用を予算化し支援するとのことでした。

そこで、本市では、一番命に関わる施設が、医療施設と介護施設の特定のスタッフに定期的なPCR検査支援を全国に先駆けて実施すべきと前回提案しましたが、現状の感染状況を見るとやはり実施すべきと思います。

そこで、命に関する施設の医療施設と、介護施設の特定のスタッフに定期的なPCR検査支援を実施すべきと思うが、市長の見解を再度伺いたいと質問を準備しましたが、安倍首相が国として実施すると表明されたので、ノーという回答はありません。しかし、実現には時間がかかるので、我が市が先駆けてやってしまうという考えはないかどうか伺います。

また、実際に医療施設と介護施設に感染者が出た場合に、責任者から接触者レベルへのPCR検査実施を支援してほしいと依頼があったときに、費用負担する支援制度を本市独自に実施すべきと思うがどうでしょうか。最新のコロナ検査技術は、安価で簡単な抗原検査やPCR検査キットも開発されています。インターパークの倉持先生は、那須塩原市長を応援したいと、2万5,000円とか4万円ぐらいする自費負担PCR検査を1万5,000円でやると熱く語っています。また、県保健衛生事業団も無症状者対象の検査を安価で実施する体制を立ち上げました。これらを考慮し、ぜひ実現してほしいんですけども、これ見解を伺います。ここがメインなのでお願いします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 特定のスタッフに対するPCR検査支援及び費用負担についてお答えします。

本市では、6月に1件感染者が出て以降、新規感染者は発生しておりませんが、6月以降全国的に感染拡大しており、栃木県内でも警戒度レベルが感染観察から感染拡大注意に引き上げられています。

本市としましても、長期化が予想される新型コロナウイルスに対応して、十分な備えを行わなければならないと考えております。

万が一、市内施設で感染者が出た場合は、事例ごとに保健所が判断し、必要な方にPCR検査等を実施する予定となっています。

現在、PCR検査については、国の方針に基づき、保健所や医療機関の医師の判断において適正に実施されており、特定の人が定期的にかつ優先的に行うものでないと思っておりますが、確かに市高齢者施設などの、今後考え方があると思います。そういう場合には、国の方針の動向を見てから検討させていただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 国の状況を見てからというのを、でも、やっぱり一番市民の安心感の向上のためには、ぜひ市長これは決断をぜひお願いします。顔を合わせるたびに、どうという話をしますので、ぜひお願いします。やりましょう。

ここで、コロナのマイナス面を逆手に取ってプラス面の提案をしたいと思っております。コロナ蔓延の中で、在宅勤務やオンライン授業などの新しい文化が育ちつつあります。

在宅勤務は、コロナが終息してもさらに発展させたいと考えている企業が増えています。特に、若者世代は抵抗がないばかりでなく、積極的に賛同しています。そこで全国的に広がりつつある自治体と企業が提携し、若者向け住宅を建設し、在宅勤務条件を整え、さらなる若者の希望を取り入れる仕様にする事で、災い転じて福となす事業になるのではないかと提案します。

隣の那珂川町では、積水ハウスと事業協定して建設した「エミナール那珂川」により、明らかに20戸の子育て世代が誕生しました。若者向け住宅の成功事例については、インターネット環境を全世帯に導入することで様々な人が集まり、まちががらりと変わった徳島県神山町が有名です。コロナ禍の時期に、魅力ある若者世代の住宅建設案は胸が膨らむ事業だとは思いませんか。

そこで、自治体と企業が提携し、若者向け住宅を建設する事業は、同僚議員が中心になって議員研修も実施したので、執行部もかなりの知見を持っていると思っておりますが、在宅勤務に注目し、若者世代の定住促進事業を検討すべきと思っておりますけれども、見解を伺います。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） コロナ禍の在宅勤務に合致した若者向け住宅建設についてお答えいたします。

コロナ禍における在宅勤務につきましては、製造業やサービス業などの長期的滞在勤務が困難な職種もありますが、今後IT関係などの一部業種に限定されていくことが予想されます。

議員御質問の民間企業と提携した若者向け住宅の建設につきましては、現状においては改めて建てる気持ちは私にはあまりありません。市内にある空き家や民間アパートがかなりありますので、それを利用し、それでそういうところがいいという方々に集まっていただくことがまずは先決かと思えます。

インターネットの整備とかは後でもできることなので、そういうところで誘致をしたり、また、家賃補助などで有効に活用して考えておりますので、御理解のほどをお願いしたいと思います。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） これは、こういう発想が大切ですよということを理解してほしいということなんで、ぜひ頭の中に入れておいてほしいと思います。

今回は、経済活動にリンクして、コロナウイルスが猛威を振るい収まる心配がありませんけれども、東京をはじめ、首都圏での感染者急増を見て、多くの不安を抱きながら生活している状態ですが、小中学校や学童、さらには幼保関係などの感染予防対策及び命に直結する那須南病院や介護関係施設に対して先手の対策を積極的に打つことで、市民の安心に貢献できるものとして質問しております。1日も早い収束を願い質問を終了いたします。特に、市民が安心できるという介護とか医療関係のところは、ぜひ一緒にやってほしいと思いますので、重ねてお願いいたします。

次、2番目に移ります。本市の農業を支援する地産地消向上についてです。

今年の3月議会の中で、本市学校給食の地産地消率についての質問がありましたが、執行部の回答が約14%ということでした。さすがにこの数字はあまりに低く、あり得ないことだと思ひ、地産地消の問題に本腰を入れて取り組んでいないのではないかと思います。コロナ禍の中ではありますが、本市の基幹産業である農業関係者の支援に直結する大切な問題として質問することになりました。

まず最初の質問です。本市の学校給食の地産地消率について、過去のデータを含めて伺います。また、地産地消の定義についても伺います。どの範囲までを地産と定義するのか、また率計算の単位は重量なのかエネルギーなのか、また、そのほかなのかについても伺います。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 学校給食における地産地消率についてお答えいたします。

栃木県教育委員会が実施している学校給食諸調査によりますと、平成30年度は本市は36.0%、令和元年度につきましては39.9%でございます。

また、地産地消の範囲につきましては、栃木県内という考え方で、栃木県産及び各市町産の分類で把握しております。なお、率につきましては、重量やエネルギーではなく、栃木県と

いたしましては、食品数による割合を算出しております。

ここで、今年3月の定例議会一般質問で、中山議員からの再質問の際にお答えいたしました地産地消率14%の考え方につきましては、再度説明いたしますが、この数値は食材購入費のうち、那須烏山市産のものだけ、本市産のものだけに限定して購入金額に占める割合を算出したもので、今回の答弁いたしました県の調査数値とは違いがあるということを御報告させていただきます。

今後、引き続き地産地消の推進に努めてまいりますので、御理解をよろしくお願いいたします。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） じゃあ、この数字で、定義でこれからデータを取っていくという、ほかのこれは栃木県は全部このデータでいいということによろしいですね。

学校の地産地消率向上については、本市の基幹産業である農業支援の重要な問題として考えているのかどうかを見解を伺います。また、食育の大切な問題として、子供たちの郷土愛を育むためにも、地産地消の授業を行っている学校が多いと思いますけれども本市の実施状況も含めて見解をお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 学校の地産地消率向上に関わる農業支援の重要性についてお答えいたします。

学校給食における地産地消率向上につきましては、重要な問題として認識しております。

その理由といたしましては、地域で生産された農産物を地域で消費しようとする活動を通して、ひいては農業者と消費者を結びつけるとともに、地域農業の活性化を図ることができ、消費者の地場農産物への愛着心や安心感が深まるものと感じております。

また、県内産農産物及び同加工品を生きた教材である学校給食において活用することで、食に関する知識や、地域の食材への理解を深められるよう児童生徒への食育を推進しております。

具体的には、地産地消の普及啓発につきましては、学校給食センターの栄養教諭が各小中学校と日程調整の上、学校を訪問し、食に関する講話等により直接児童生徒に伝えております。

また、学校教諭による家庭科や社会科の授業も行っており、さらに、給食だよりの配布、給食の時間帯には校内放送当番の児童生徒による当日の献立の放送資料なども一部地産地消の記載や紹介をしております。

また、不定期ではありますが、国を通じJAバンクが作成する小学生向けの食育と農業に関する補助教材の提供があり、これらを活用するなどの対応を図っている状況でございます。

御理解のほどよろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 本市の地産地消率が、3月議会の14%に関して、今、説明ありました。それで、今までどんな向上対策を実施していたのかを伺います。参考に近隣自治体のデータと比較して、本市のレベルについての見解も併せてお願いいたします。簡単でいいです。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 今までの地産地消率向上策についてお答えいたします。

地産地消率の向上につきましては、学校給食の地産地消を推進するため、J A、直売所、販売業者との連携を図り、給食で食材として取り入れるとともに、地場産物を使用した郷土料理や行事食等を献立に取り入れるなど日々努力しているところであります。

また、令和元年度、県における平均の地場産物活用状況の割合につきましては39.7%ありますが、本市の状況につきましては39.9%、ほぼ、若干ではありますが、県平均を上回っている状況にあることから、関係機関の協力により一定の成果を上げられているものと考えております。

以上でございます。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 教育長も一生懸命調べて答えてくれていますが、さらに向上する、質問をいたしたいと思います。

隣の高根沢町を調べて教えてもらいました。隣の高根沢町は、高橋参議院議員が町長だったときに教育問題に関して話し合った中で、高根沢町の給食の地産地消について聞いたことがありますが、70%以上だと言って自慢されていました。

そこで先日、高根沢町の取組について伺ってきました。給食センターの責任者が丁寧に教えてくれました。その当時、70%以上だったかどうかは不明のことでしたが、平成30年が56.7%、昨年平成31年が60%を超えたとのことでした。定義は、これは重量%と聞いたと思いますけれども、どんな努力をしているか伺いました。米については皇室御用達の町であり、J Aに高根沢産を指定発注しています。野菜や果物で農家直接納入はマイタケだけで、ほかはJ Aにできるだけ高根沢産を優先にするようお願いしているとのことでした。

入荷が難しいものは県給食会に頼らざるを得ないとのことでした。豆腐や油揚げなどは町に1店舗専門店があるので、そこらの直接納入、パンについては町の福祉施設、我が市でいえば、いっぴやあすなろ工房だと思いますけれども、そこから納入していますが、全部は賄い切れないということでした。魚類はほとんどの個人経営の魚屋さんが廃業しており、県給食会に頼むしかないとのことでした。肉は高根沢町にたくさんの肉牛飼育農家があるのに扱っていないそ

うです。また、たんたん直売所や道の駅なども活用してなく、これが私にとってとても意外でした。

これらの発注先を決めているのは毎月の献立決めも含めて、2人の栄養士さんとのことです。全体の運営については、町の給食会です。これらの町を取組を聞いていて、さらに努力すれば70%以上は届くと思いい改善案と一緒に楽しく話し合い終了しました。

そこで、高根沢町を取組を紹介しましたが、そんなに特別な取組ではないのに、地産地消率60%を超えています。我が市でもすぐに取り組むべきと思いますが、どうですか。

また、ベンチマーキング手法、すなわちどんな優れたやり方も学ぶことで同じレベルまで到達できます。さらに5%以上向上することが本当の改善だと思いいすけれども、高根沢町を、5%を超える改善策についての見解と意気込みをお伺いします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 地産地消率の向上と改善策ということですが、本市の農業の現状といたしましては、農業従事者の高齢化や耕作放棄地の増加により、年々農業従事者が減少している状況にあり、まずは農業従事者を増やし、いろいろな作物を作っていただき、それらの農作物を給食の食材として取り入れることが地産地消率を上げる最も重要なことだと考えております。

また、地元食材を利用した給食の提供回数を増やすとともに、学校給食の中で特産物を使った新しいメニューなどを考えることも必要と考えられております。

さらに地産地消は生産者と消費者のコミュニケーションを伴った活動であり、双方の意思疎通を図る必要があることから、関係者が一体となって推進することが重要であると考えております。

小堀議員御指摘の隣接町である高根沢町の60%以上の地産地消率を5%以上超える目標値といたしますと、かなり高いハードルとはなりますけれども、本市の状況を見極めながら目標に向かって努力してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 5%を頑張るといいうんで、事あるたびにどうだい、と言いますので、ぜひ、よろしくお願いいします。

ここで地産地消のメリットを挙げてみます。野菜や果物など、新鮮で旬のものが、流通コストも最小で入荷が可能です。また、農家の人にとっても、地元の子供たちが食べるとなれば仕事への意欲と充実度にもつながります。加えて食育の授業なども農家の人に直接、子供たちに話してもらうこともできます。ただし、農家の人嫌がることもあります。ふぞろいの野菜やちょっとしたきずものをより分けたりする手間が大変なことなんです。

これらを解決すると、現在仕入れている半分以下で安く仕入れることも可能です。私が宇都宮市の校長時代、宇都宮市は学校ごとに給食運営を行う自校方式だったので、発注先も全てを校長責任で行えました。そこで県給食会からではなく、農家から直接野菜を購入するに当たり、農家の人と調理する人と、どうすれば手間もなくふぞろいなどの野菜を使えるかを楽しく考えようと作戦会議を行ってもらいました。

上からやれではなく、自分たちから解決案を出してやってみようという、責任は全て俺が持つからといって進めるとアイデアが驚くほど出てきます。ジャガイモやニンジンのふぞろいや曲がったもの、少しの泥つきなどの問題も解決してしまいました。何よりもすごいと感じたのは、無農薬で育てた朝どり野菜のおいしさに野菜嫌いがほとんどいなくなったこと、これらの改善活動で農家の人はもちろん、給食調理員及び給食担当教諭などが仕事が楽しくなったといきいきしていることなんです。

仕事は人の幸せづくりのお手伝いという子供たちに教えてきましたが、全くそのとおりと実感しました。このような対策の積み上げなしでは、地産地消率向上には結びつきませんが、やればできるので、どんどん改善活動に取り組み、成果を出してほしいと思います。

地産地消率向上のアイデアを紹介しましたが、課題も多くあります。調理する際、多少手間がかかることや、量の安定確保が困難など少なくありません。しかし、ほとんどの問題は現場の間で解決可能です。改善活動の取組というマネジメントの問題であると思いますけれども、取組の意欲も含めて見解をお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 田代教育長。

○教育長（田代和義） 地産地消率向上施策の課題に対する改善策への取組についてということですが、地産地消率向上につきましては、品目数や数量において確保が難しいこと、また、コストが高くなるなど安定確保に対して課題も少なくありませんが、学校給食における地産地消率向上のため、調理する際に多少手間がかかっても、給食として提供できている状況でございます。

また、給食提供に必要な数量が確保できれば、積極的に食材として使用している状況でもあります。

一方、農産物は天候にも左右されるものであり、旬の時期もありますが、学校給食の中で地産地消を推進する方策につきましては、関係機関を含め、どのような手法がよいか引き続き検討するとともに、学校栄養士、栄養教諭とも相談しながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 今、教育長は、難しいことを言っていましたけれども、これもやれば

できますから、ぜひ教育長のリーダーシップでお願いします。

本市には有機農業に情熱を傾けている若者農業者もたくさんいます。学校給食改善と、彼らの経営支援という一石二鳥の夢が膨らむ地産地消率向上活動に取り組むべきと思いますけれども、最後に、本件に関するまとめも含めて、ぜひ市長の見解をお伺いいたします。

○議長（久保居光一郎） 川俣市長。

○市長（川俣純子） 若手有機農業者の経営支援と学校給食改善による地産地消率の向上の活動についてお答えします。

小堀議員の御指摘のとおり、地元の食材を給食食材として取り入れることによって、本市の児童・生徒が市の特産物を知り、伝統文化を味わえることから、今後食材の利用可能なものについては、数量確保や、購入単価に留意しつつ、積極的に活用することは重要だと認識しております。

一方で、学校給食は調理方法を工夫し、安全と価格と栄養バランスを考慮しながら献立を作成しておりますので、有機栽培は大量流通が難しいことから、普通栽培の作物と比較して高額な面もあり、保護者に御負担をいただく給食費に影響を及ぼすことも考慮する必要がありますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思っております。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 量の確保も、これも私も実際校長時代にいろいろみんなで検討して、たくさん契約するとか、その辺はやるとなれば本当に実現できるので、ぜひこのように乗り越えてほしいと思います。

市長は御存じのように、うちには森田のすばらしい女性農業者とかたくさんいるし、中山のほうには無農薬を本当に一生懸命やっているところがあって、既にそこは戸祭小学校に学校給食としてすごい量を収めていますので、この前ちょっと会ってこんな話があるんで協力お願いするとどうといったら、もちろんやりますと言っているんで、ぜひ量も含めて、こんなに安くおいしくて新鮮なものを子供たちに食べさせたいという、その思いからいろんな今、課題が、教育長、市長からありましたけれども、ぜひこれを乗り越えてほしいんです。

そんな中で、これを乗り越えるためにも、今、答弁というか、あんまりなかったのは、農政課のほうも中に入って、やっぱり育成も含めてぜひ、実現してほしいんですけれども、何かコメントがあったらお願いします。

○議長（久保居光一郎） 大鐘農政課長。

○農政課長（大鐘智夫） 地産地消に関しましては、全庁的に話していることもありますが、やはり、生産して供給する側からすれば、農政課が地元に入っているいろんな方とお話をしながら、少子高齢化という問題はありますけど、話をしながら、そういった野菜の提供ができるか、学

校給食で携わることができるかということをごまめに情報提供とか、そういったことで進めていきたいなと感じております。

以上です。

○議長（久保居光一郎） 9番小堀道和議員。

○9番（小堀道和） 実はこういうことで、今回学校給食の地産地消率、これの問題に取り組むことを提案しましたが、ぜひこれを解決してほしいんです。前回14%ということだったので、これは今まで、これに関して何というか本当に真剣に考えてみようというそういう場面があまりなかったんじゃないのかなというのが、一番の私この問題について調べていて思ったので、せっかく今回スタートに立てたということをご皆さんで共有して、ぜひこのまちの農業を支援して、みんなが笑顔になるような給食ができるようなことを確認して終わりにしたいと思うんです。そうすれば、高根沢町の話を出しましたが、60%というやっぱり相当開きがあるので、学べばできる、さらにこういうこともできる。そうすることによって、うちの農業者の支援もできますし、やっぱり子供たちの郷土愛が育つと思うんです。これは中間層のこのまちにとってはすごく大切な問題なので、ぜひ、この辺は成功させてほしいと思いますので、ぜひよろしくお願いいたします。

時間がちょっとあるので、私が校長時代にいろんな改善をしたという話はしましたが、私が取り組んだときに本当に安くておいしくてというのが重なりまして、気がついてみたら1か月分余ってしまったんです、給食費が。なので1か月分を親に返しました。それでも余るので給食費を値下げしました。だけど、この仕組みはずっと続いているので、その次の年も余ってしまうんです、何も、質を下げているんじゃないで、質を上げてても下がるので、2年目も半月分返却しました。そこでNHKのおはよう日本でも、私を8分ほどの生放送で紹介してくれました。そうすると、各テレビ局は給食の問題があると、私のところに必ず尋ねてくるぐらいの話になったんで、これは自慢話じゃないんですけれども、そういう経験があるのでぜひ私を使って、これをぜひ実現したいので教育長、市長、よろしくお願いいたします。

以上で質問を終わります。

○議長（久保居光一郎） 以上で、9番小堀道和議員の一般質問は終了いたしました。

○議長（久保居光一郎） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。次の本会議は、来週7日月曜日、午前10時に開きます。

本日はこれで散会いたします。皆さんお疲れさまでございました。

[午後 2時45分散会]